

静岡市火災予防条例第32条の運用基準

平成28年3月18日

消 消 第 4 号

消防局

各消防署

第1章 総則範囲

(趣旨)

第1条 この基準は、静岡市火災予防条例（平成15年静岡市条例第286号。以下「条例」という。）

第32条の運用について必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 本基準における用語の意義は、次のとおりとする。

- (1) 指定場所 喫煙等の禁止場所の指定（平成22年静岡市消防本部告示第3号。以下「告示」という。）に規定する場所をいう。
- (2) 禁止行為 指定場所において、喫煙し、若しくは裸火を使用し、又は当該場所に危険物品を持込む行為をいう。
- (3) 審査基準 禁止行為の解除承認に当たり、申請内容を審査するための基準をいう。
- (4) 承認単位 禁止行為の解除承認に係る審査基準を適用する場所の範囲をいう。
- (5) 不燃区画 不燃材料（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号に規定する不燃材料をいう。以下同じ。）で造った壁、柱、床及び天井（天井のない場合は、はり及び屋根）又は防火設備（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「建基令」という。）第112条に規定する防火区画に用いる防火設備（自閉式又は感知器連動で閉鎖するもの）で、同条第14項に掲げる要件を満たすものに限る。以下同じ。）で区画され、かつ、建基令第112条第15項及び第16項で定める措置が講じられているものをいう。
- (6) 避難階 直接地上へ通ずる出入口のある階をいう。
- (7) 階段等 階段室、避難器具設置場所又は避難の用に供する渡り廊下をいう。
- (8) 出入口 公共の用に供する道路又は広場に面する出入口をいう。
- (9) 劇場等 劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂、集会場等で客席を設けて映画、演劇、演芸、音楽、見せ物、舞踏、スポーツ等の各種興行を行う場所をいう。
- (10) 飲食店等 キャバレー、バー、ナイトクラブ、ダンスホール、レストラン、喫茶店等で客席を設けて客に飲食を提供する場所をいう。
- (11) 百貨店等 百貨店、マーケット等の物品販売店舗をいう。

- (12) 屋内展示場 物品の普及、販売促進を目的として、物品を陳列して不特定多数の人々に見せる施設をいう。
- (13) スタジオ 大道具や小道具でセットを作り、テレビの撮影をする場所をいう。
- (14) 重要文化財等 文化財保護法（昭和25年法律第214号）の規定によって重要文化財、重要有形民族文化財、史跡若しくは重要な文化財として指定され、又は旧重要美術品等の保存に関する法律（昭和8年法律第43号）の規定によって重要美術品として認定された建造物をいう。
- (15) 旅館等 旅館、ホテル、宿泊所又は公衆浴場をいう。
- (16) 地下道 一般歩行者の通用に供される地下工作物内の道であって、建築物の地階又は地下街が接続又は連絡するものをいう。

第2章 火気規制概要

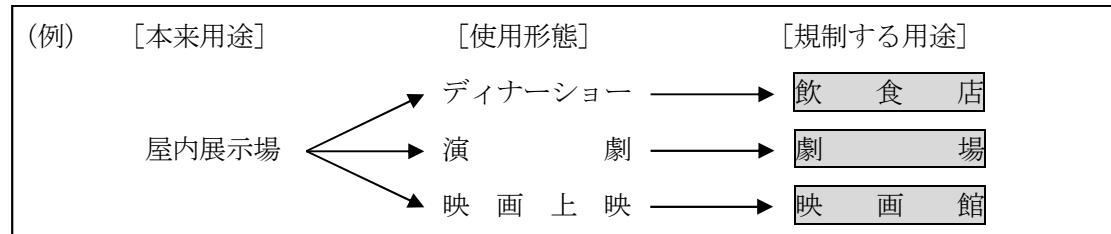
第1節 指定場所の規制

(用途の判断)

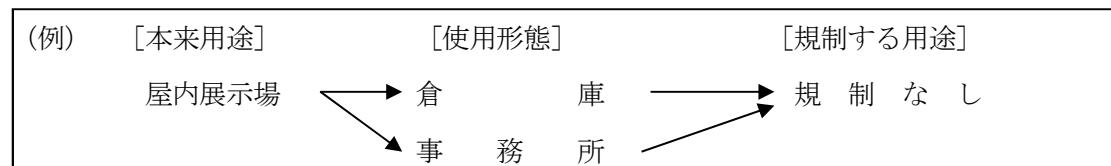
第3条 指定場所の用途の取扱い

- (1) 本来用途以外に使用する場合は、次によること。

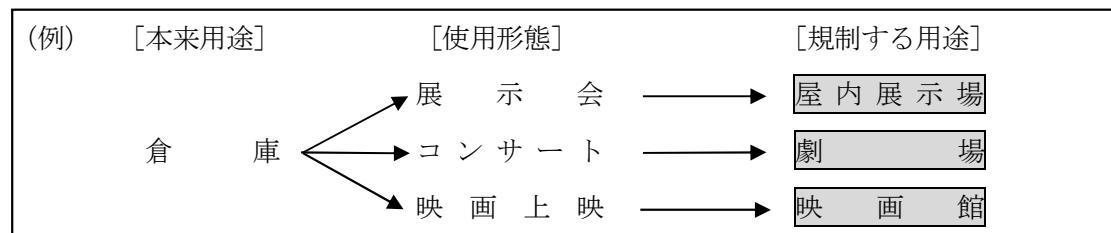
ア 本来用途以外に使用する場合で、指定場所となる用途に該当する場合は次によること。



イ 本来用途以外に使用する場合で、指定場所となる用途に該当しない場合は次によること。

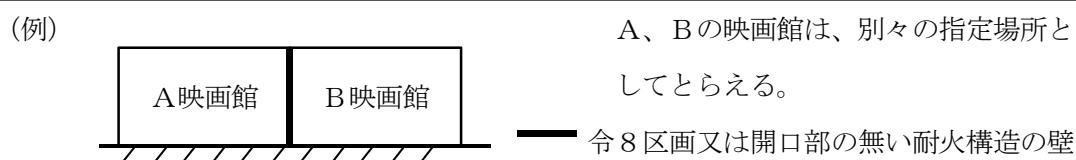


ウ 本来用途以外に一時的に使用する場合で、指定場所となる用途に該当する場合は次によること。

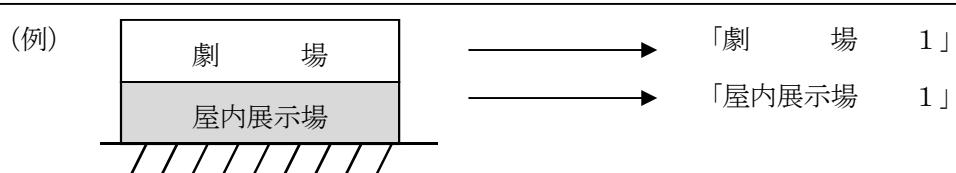


(2) 指定場所のとらえ方は、告示の規定によるほか、次によるものとする。

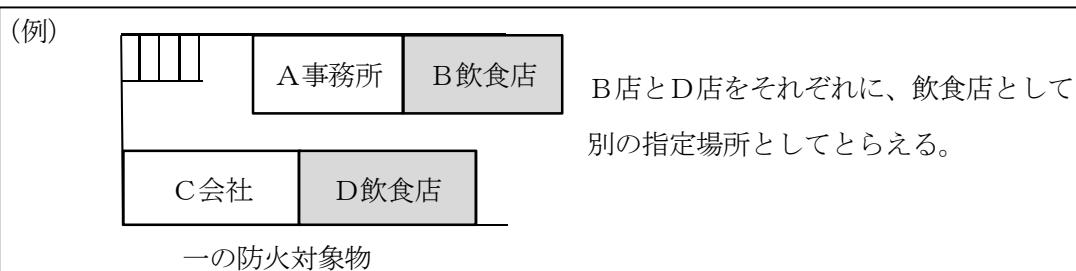
ア 一の防火対象物が、消防法施行令（昭和36年政令第37号。以下「令」という。）第8条により区画されている場合、又は開口部のない耐火構造（建基令第112条第1項）の壁により区画されている場合は、それぞれの用途ごとにとらえること。



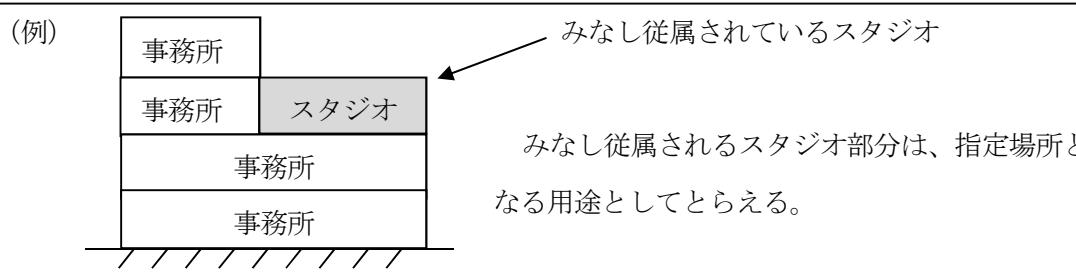
イ 一の防火対象物に複数の用途が存する場合は、それぞれの用途ごととらえること。



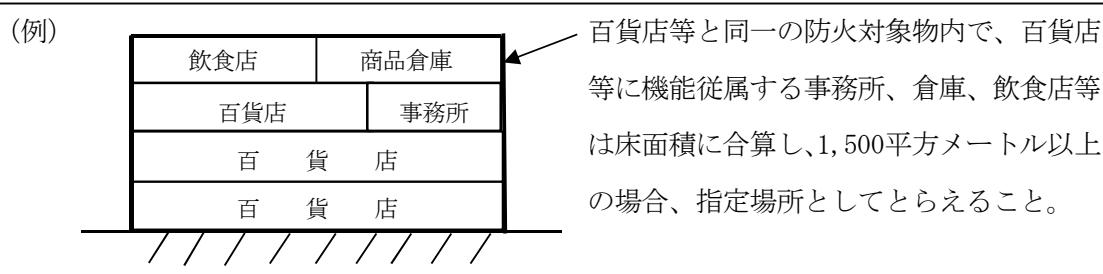
ウ 一の防火対象物に複数の飲食店がある場合、一の構えごと指定場所としてとらえる。



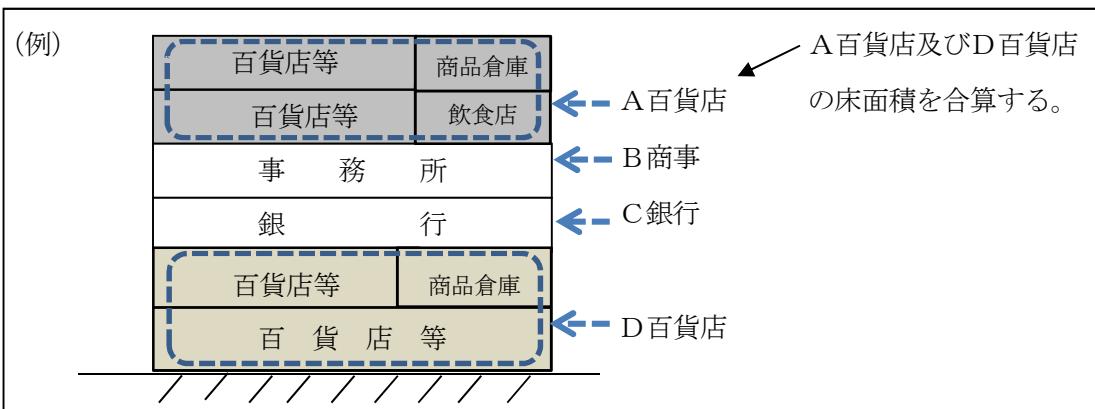
エ 令別表第1の「項」の判定上、みなし従属部分が指定場所となる用途に該当する場合は、次によること。



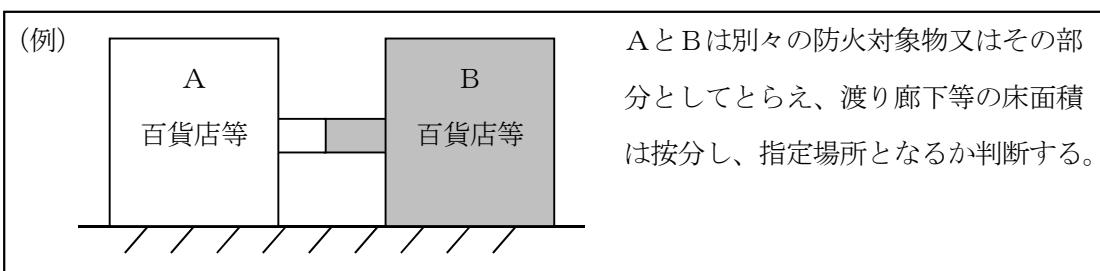
オ 百貨店等の場合、当該用途に機能従属する事務所、倉庫及び飲食店等も百貨店等の床面積に合算する。



カ 一の防火対象物内に管理権原者の異なる複数の百貨店等及び他の用途がある場合は、百貨店等として使用する床面積を合算する。



キ 建築物と建築物が渡り廊下等により接続されている場合で、昭和50年3月5日付け消防安第26号「消防用設備等の設置単位について」に基づき、別棟扱いされている場合は、棟ごとにとらえ、渡り廊下等の床面積は按分すること。



(禁止される部分の判断)

第4条 指定場所の禁止される部分は、次のとおりとする。

1 劇場等の禁止される部分の範囲

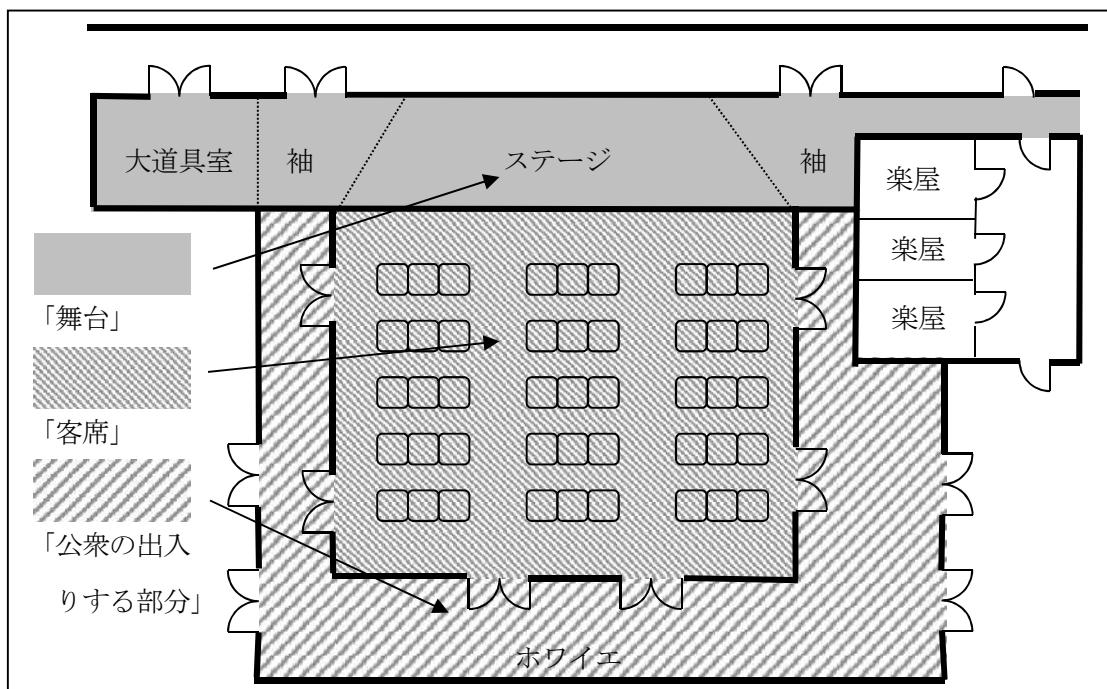
(1) 劇場等の用途に使用される部分は、規模の大小にかかわらず、すべて規制の対象となる。ただし、公会堂又は集会場は、床面積の合計が1,000平方メートル以上のものに限る。

(2) 劇場等の禁止される部分は、「舞台」、「客席」及び「公衆の出入りする部分」とする。

ア 「舞台」は、観客に興行を見せるために設けられた舞台部、奈落及び袖部分のほか、これらに接続した大道具室及び小道具室を含み、楽屋、出演者の控室等（不燃区画されている（防火戸にあっては自閉式以外のものも認める）場合を除く。）についても「舞台」に含まれ、その他観覧場においては、競技等を実施するフィールド部分（リング、スケートリンク等）が舞台に該当する。

イ 「客席」は、いす席、升席、立見席等の客席部分及び客席内の通路部分とする。

ウ 「公衆の出入りする部分」は、「舞台」、「客席」以外の部分で、ホワイエ、ロビー、廊下、通路、階段等の公衆が利用する部分とする。



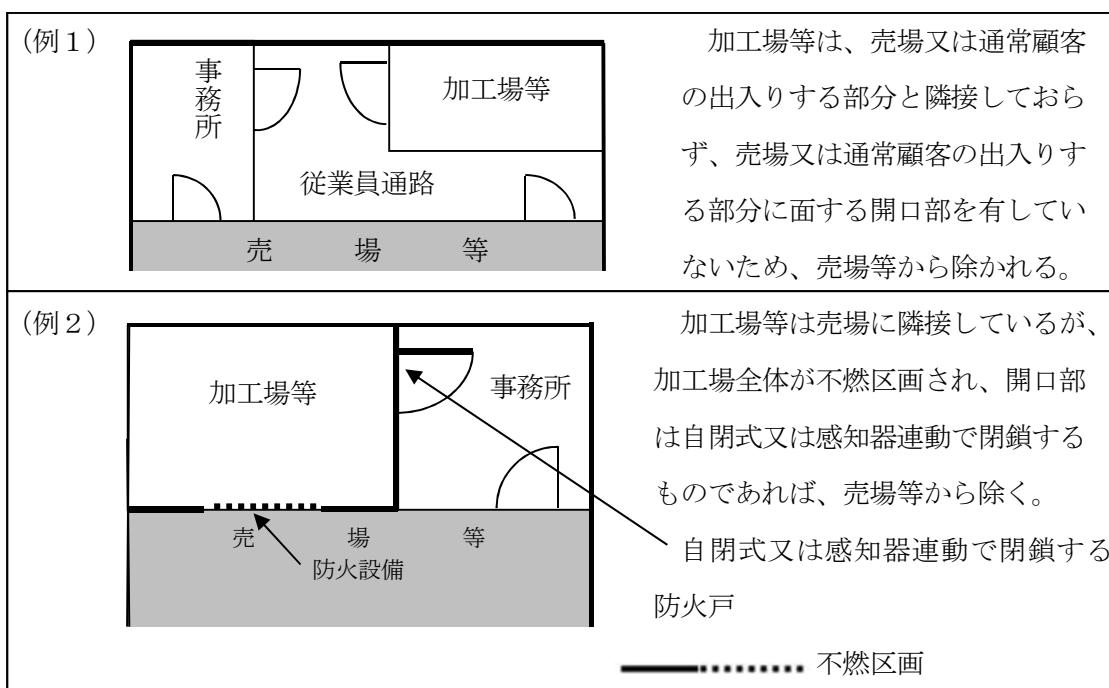
2 飲食店等の禁止される部分の範囲

- (1) 飲食店等の用途に使用される部分は、規模の大小にかかわらず、すべて規制の対象となる。
- (2) 飲食店等の禁止される部分は、「舞台」及び「公衆の出入りする部分」とする。
 - ア 「舞台」は、劇場等の舞台の取扱いによる。
 - イ 「公衆の出入りする部分」は、客席、通路、階段及びホール等の公衆が利用する部分とする。ただし、興行を行わない客のカラオケ程度に使用するものは、舞台に含まない。

3 百貨店等の禁止される部分の範囲

- (1) 百貨店等の用途として使用される部分は、床面積の合計が1,500平方メートル以上のが規制の対象となる。
- (2) 百貨店等の禁止される部分は、「売場」及び「通常顧客の出入りする部分」とする。
 - ア 百貨店等の「売場」は、次の部分とする。
 - (ア) 物品陳列販売部分及びその間の通路
 - (イ) 食料品の加工場及び各種物品の加工修理コーナー（以下「加工場等」という。）

ただし、加工場等が売場又はイの通常顧客の出入りする部分（以下「売場等」という。）と隣接していない場合にあっては、売場等から除く。（売場等に隣接して存する場合にあっては、加工場等全体が不燃区画されている場合は、売場等から除く。）



(ウ) ストック場及び荷捌き場（当該部分が売場等に隣接する場合にあっては、当該部分全体が不燃区画されている場合は除く。）

(エ) 写真の現像、洋服等の仕立、クリーニング等の各種承り所（当該部分が売場等に隣接する場合にあっては、当該部分全体が不燃区画されている場合は除く。）

(オ) 手荷物一時預り所、買物品発送所、買物相談所、店内案内所、託児所、現金自動支払機室等のサービス施設（当該部分が売場等に隣接する場合にあっては、当該部分全体が不燃区画されている場合は除く。）

イ 百貨店等の「通常顧客の出入りする部分」は、次の部分とする。

(ア) 特売、物産展、展覧会等を行なう催事場（常に物品を販売している場合は売場として規制する。）

(イ) 顧客が利用する屋上等の直接外気に開放された部分

(ウ) 売場等に隣接し、かつ、利用形態が一体をなしている美容室、理容室、写真室、貸衣装室、生活教室等の兼営事業部分。ただし、売場等と不燃区画されたものは除く。

(エ) 上記のほか、階段、エスカレーター、エレベーター、休憩所等の顧客の利用に供する部分

4 屋内展示場の禁止される部分の範囲

(1) 屋内展示場の用途として使用される部分は、規模の大小にかかわらず、すべて規制の対象となる。ただし、特定の企業などの施設で自社製品のみを展示するショーウィンドウ的な利用形態やPRセンター等は除く。

- (2) 屋内展示場の禁止される部分は、「公衆の出入りする部分」とする。
- 「公衆の出入りする部分」は、展示ブース等の展示を行う部分、階段、廊下、通路、エレベーター、エスカレーター及びロビー等の公衆の利用に供する部分とする。

5 スタジオの禁止される部分の範囲

- (1) スタジオの用途として使用される部分は、撮影用のセットを設ける部分の床面積の合計が150平方メートル以上のものが、規制の対象となる。

- (2) スタジオの禁止される部分は、「撮影用セットを設ける部分」とする。

「撮影用セットを設ける部分」は、スタジオ内の撮影用のセットを設ける部分及び当該部分と同一の室内にあるスタジオに付属して使用される部分とする。ただし、スタジオに付属して使用される部分で、撮影用のセットを設ける部分と不燃区画されている場合は、禁止される部分から除く。

6 重要文化財等の禁止される部分の範囲

- (1) 重要文化財等は、規模の大小にかかわらず、すべて規制の対象となる。

- (2) 重要文化財等の指定される部分は、「建造物の内部」及び「建造物の周囲」とする。

ア 「建造物の内部」は、次のとおりとする。

(ア) 建造物の壁体、内装又は居室の一部が重要文化財等として指定されている場合は、指定された当該部分に限る。

(イ) 個人の住居又は銀行、美術館、研修所及び神社の事務所等事務の用に供する部分がある場合は、当該部分を除く。

イ 「建造物の周囲」は、建造物の周囲3メートル以内の範囲とし、当該建造物に軒又はひさしがある場合は、これらの水平投影面積に3メートルを加えた範囲とする。

7 旅館等の禁止される部分の範囲

- (1) 旅館等は、規模の大小にかかわらず、すべて規制の対象となる。

- (2) 旅館等の禁止される部分は、「催物の行われる部分」とする。

「催物の行われる部分」は、不特定多数の者を対象に物品販売若しくは演劇、映画、演芸、音楽、舞踏その他の見せ物又は各種展示、展覧が行われる催物室、宴会場、広間等の部分とし、当該催物が行われる場合に限り、禁止される部分として取扱う。

8 地下道の禁止される部分の範囲

- (1) 地下道の部分は、規模の大小にかかわらず、すべて規制の対象となる。

- (2) 地下道の禁止される部分は、「地下道」とする。

「地下道」は、一般歩行者の通行のために供される部分で、建築物の地階又は地下街が

接続又は連絡する部分とする。

第2節 禁止となる行為

(禁止となる行為)

第5条 禁止となる行為は次によるものとする。

(1) 噫煙

マッチ、ライター等で点火し、喫煙する一連の行為をいう。

(2) 裸火使用

ア 炎、火花又は発熱部を外部に露出した状態で使用するもので、条例第2条から第15条、第21条及び第24条並びに第26条から第30条までに定める火気使用設備器具にあっては、次表による。

熱 源	裸火に該当する火気	裸火に該当しない火気
氣 体 燃 料 (都市ガス・液化ガス等)	気体燃料、液体燃料、固体燃料を熱源とする火気使用設備器具は、右欄以外のものが裸火の使用に該当する。	直接屋外から空気を取り入れ、かつ、排ガスその他の生成物を直接屋外に排出する密閉式燃焼設備器具
液 体 燃 料 (灯油・重油等)		
固 体 燃 料 (石炭・練炭・木炭等)	(例) 石油ストーブ・ガスコンロ等	(FF型等)
電 気	(ア) 通常の使用状態で目視したとき、赤熱して見える発熱部が外部に露出しているもの (イ) 外部に露出した発熱部で、可燃物が触れた場合瞬時に着火するおそれのあるもの(発熱部の表面温度がおおむね400°C以上のもの)	トースター、ホットプレート、ヘアドライヤー、電気オーブン等発熱部が焼室、風道又は庫内に面しているもので着火危険がないものにあっては裸火に該当しないものとして取扱う。

イ 次に掲げる行為は裸火の使用行為に含まないものとする。

(ア) 火薬類取締法施行規則(昭和25年通商産業省令第88号。以下、「火取則」という。)

第1条の5の各号に掲げるがん具煙火のうち、クリスマスクラッカー及び平玉を消費

する行為

- (イ) 重要文化財等で、居住者が日常生活のために火気使用設備器具を使用する行為及び宗教的行事や伝統的行事等で用いられる灯籠、灯明、線香、かがり火等

(3) 危険物品持込み

静岡市火災予防条例施行規則（平成15年静岡市規則第253号。以下「条規則」という。）第5条各号に掲げる危険物品を持込むすべての行為をいう。ただし、次に掲げる行為は、危険物品持込み行為に含まないものとする。

ア 百貨店等の売場において、次に掲げる商品（販売行為の一環としてとらえる試供品、サンプルを含む。）を恒常に陳列、販売する行為

- (ア) 消防法（昭和23年法律第186号。以下「法」という。）別表第1で定める危険物に該当する製品（一の承認単位当たりの数量が、危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号。以下「危政令」という。）別表第3に定める指定数量の5分の1未満に限る。）

- (イ) 可燃性固体類（条例別表第2備考第6号及び第7号）及び可燃性液体類（条例別表第2備考第8号）に該当する製品（一の承認単位当たりの数量が、条例別表第2に定める数量の5分の1未満に限る。）

- (ウ) 高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号。以下「ガス法」という。）の適用が除外される容器入りのもので、一の承認単位当たりの取扱いガス総質量が10キログラム未満に限る（エアゾール製品に含まれる可燃性ガスを含む。）。

- (エ) がん具用煙火で「S Fマーク（（公社）日本煙火協会が実施する「基準検査」と「安全検査」に適合する旨の表示）」の付されているもの（一の承認単位当たりの総薬量が5キログラム未満に限る。）

イ 車両等の展示行為（運行又は稼動を伴うものを除く。）

ウ 潤滑油等が密閉状態で内蔵されている工作機械等の機器を持込み、又は使用する行為

エ 可燃性固体類に該当するパラフィンからなる装飾品、美術品等を持込む行為

オ 動植物油を調理（煮沸行為を除く。）に使用する行為

カ 日常の清掃用にクリーナー等の危険物品を使用する行為

キ 火取則第1条の5の各号に掲げるがん具煙火のうち、クリスマスクラッカー及び平玉の消費行為に伴う当該品の持込み行為

ク 飲食店等で、従業員の監視のもとに固形キャンドル及び料理用固形燃料を消費するために持込む行為

- ケ 飲食店等で、飲食を供する目的で使用するために、ガス法の適用が除外される容器入りの可燃性ガスを持込む行為
- コ 屋内展示場で行われる危険物品の展示行為（実演を伴わず展示のみを行う場合で、容器等に密閉されたものに限る。）
- サ スタジオで大道具搬入時に燃料の入った搬入車両を乗り入れる行為
- シ スタジオで大道具の補修に使用する塗料スプレー等の危険物を持込み使用する行為

区分	危険物品の例
危険物（法別表第1で定めるもの）	ガソリン、灯油、ベンジン、アルコール、接着剤等
可燃性液体類・可燃性固体類（条例別表第2備考第6号から第8号に該当するもの）、マッチ	キャンドル、マッチ、固形燃料等
可燃性ガス（一般高圧ガス保安規則（昭和41年通商産業省令第53号）第2条第1項第1号に掲げるもの）	LPGボンベ、カートリッジボンベ、殺虫剤、スプレー等
火薬類・玩具用煙火（火薬類取締法（昭和25年法律第149号）第2条第1項及び第2項に掲げるもの）	おもちゃ花火、火薬等

第3節 標識の設置

（標識の設置）

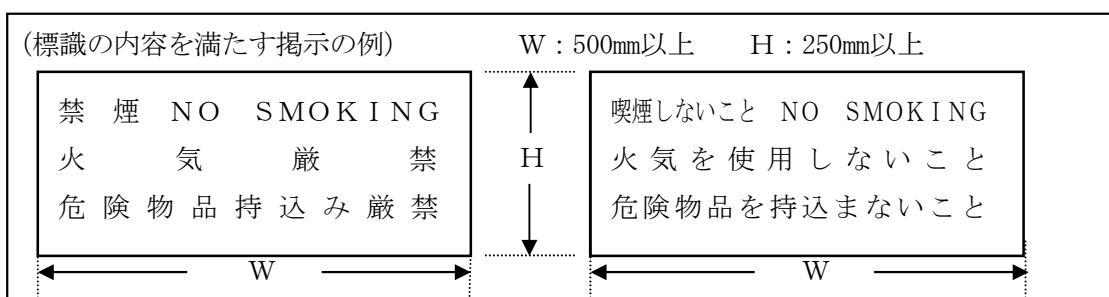
第6条 標識の設置は、次によるものとする。

（1）条例第32条第2項の規定による標識は、条規則第3条によるほか、次表に基づき利用者等の見やすい箇所に設けるものとする。

指定場所	標識	標識設置場所
劇場等	禁 煙	舞台の入口 客席の入口 正面舞台の側壁又は柱等
	火 気 厳 禁	舞台の入口 客席の入口
	危険物品持込み厳禁	入場者用の入口
飲食店等	禁 煙	舞台の入口
	火 気 厳 禁	
	危険物品持込み厳禁	店の入口

指 定 場 所	標 識	標 識 設 置 場 所
百貨店等 屋内展示場 重要文化財等 地下道	禁 煙	顧客、入場者又は利用者用の入口
	火 気 厳 禁	
	危 險 物 品 持 込 み 厳 禁	
スタジオ	禁 煙	スタジオの入口
	火 気 厳 禁	
	危 險 物 品 持 込 み 厳 禁	

(2) 指定場所の関係者が掲出する掲示が、標識の内容を満たす場合については、必ずしも標識を掲出しなくてもよいものとする。この場合、当該掲示は、下記、標識の内容を満たす掲示の例により、標識の大きさと同等以上であること。



(3) 条例第32条第3項の規定による喫煙所の標識は、当該場所の形態に応じた公衆の目にふれやすい箇所に設けること。

(4) 標識の設置個数は、当該指定場所の規模及び形態に応じた数とすること。

(5) 劇場等の正面舞台の側壁又は柱等に設置する「禁煙」の標識は、次によること。

ア 原則として、通常の使用状態で視認できる構造で、暗転により標識が視認できなくなるものについては、次の措置を講ずること。

(ア) 館内放送により「禁煙」の旨を周知する。

(イ) 関係者による喫煙行為の制止等について、会場管理体制の確保を図る。

イ 舞台等の構造により標識を効果的に設けることができない場合は、館内放送及び客席等に設置する簡易標識で替えることができる。

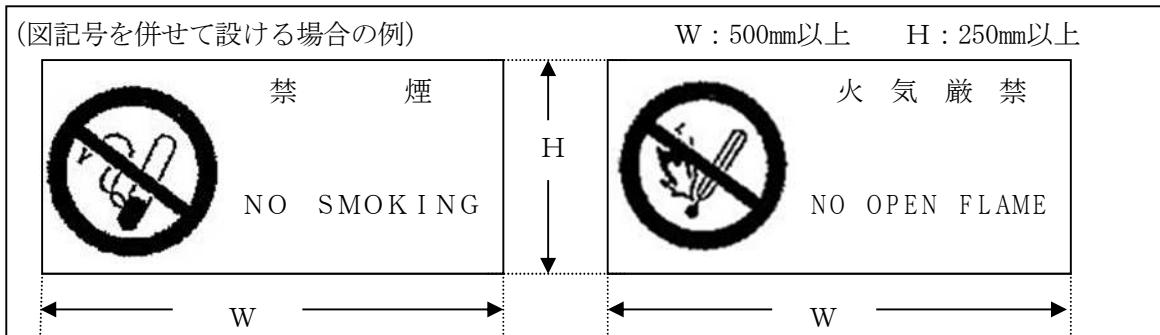
(6) 重要文化財等に設置する標識は、次の場合、省略することができるものとする。

ア 建造物の内部がすべて指定場所の範囲から除外される場合

イ 橋、門、鳥居等の工作物で鉄製等である場合

2 設置上の留意事項は次による。

- (1) 指定場所に既に設置されている旧標識は、従前の例によることができるものであるが、指定場所の改築、模様替え等の際は、新標識を設置するよう指導すること。
- (2) 旧標識に条例第32条第4項に定める図記号を併せて設ける場合は、新標識とみなして扱うこと。
- (3) 標識のほかに、補助的に図記号を掲示する場合は、条例第32条第4項に定める図記号の使用を指導すること。



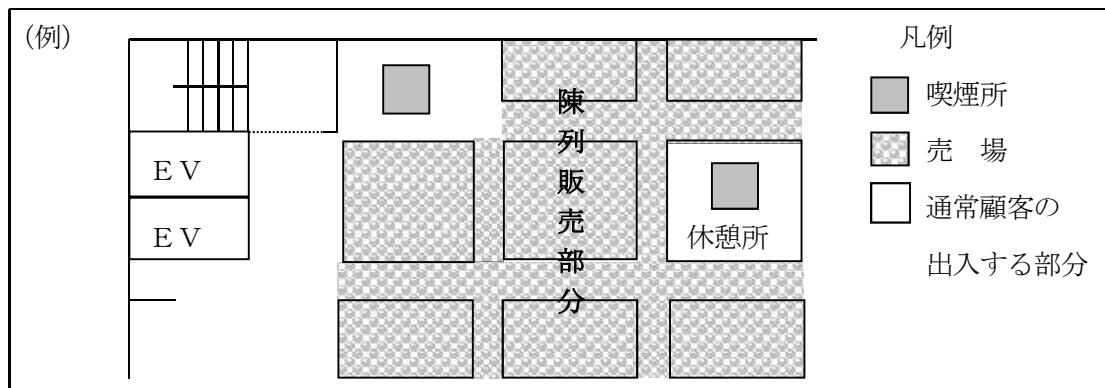
第4節 喫煙所の設置

(喫煙所の設置)

第7条 条例第32条第3項から第6項の規定に基づき設置する喫煙所は、次によること。

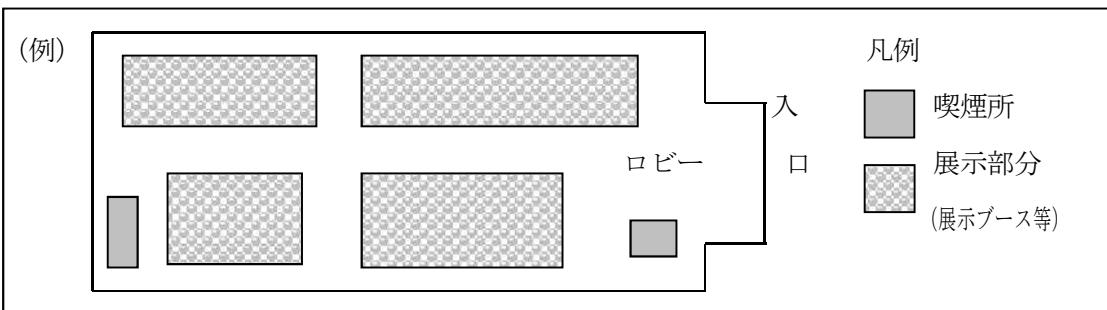
- (1) 喫煙所は、指定場所以外の部分に設けさせるものであるが、告示によって、百貨店等又は屋内展示場の顧客又は公衆の出入りする部分がすべて規制範囲となり、指定場所以外の部分が存しない場合にあっては、次号に適合する喫煙所を設けた部分は、指定場所の範囲から除外するものとする。
- (2) 喫煙所の設置要領は、次による。

ア 百貨店等の場合は、売場以外の場所に設けること。



イ 屋内展示場の場合は、次によること。

- (ア) 展示ブース等の展示部分以外の場所に設ける。
- (イ) 展示場の規模に応じたスペースを確保する。

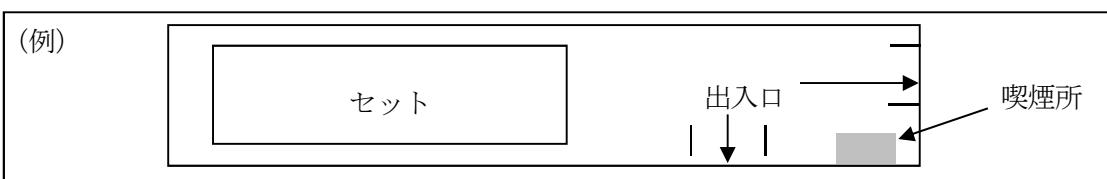


ウ スタジオの場合は、次によること。

(ア) 原則として、指定場所以外の場所に設ける。

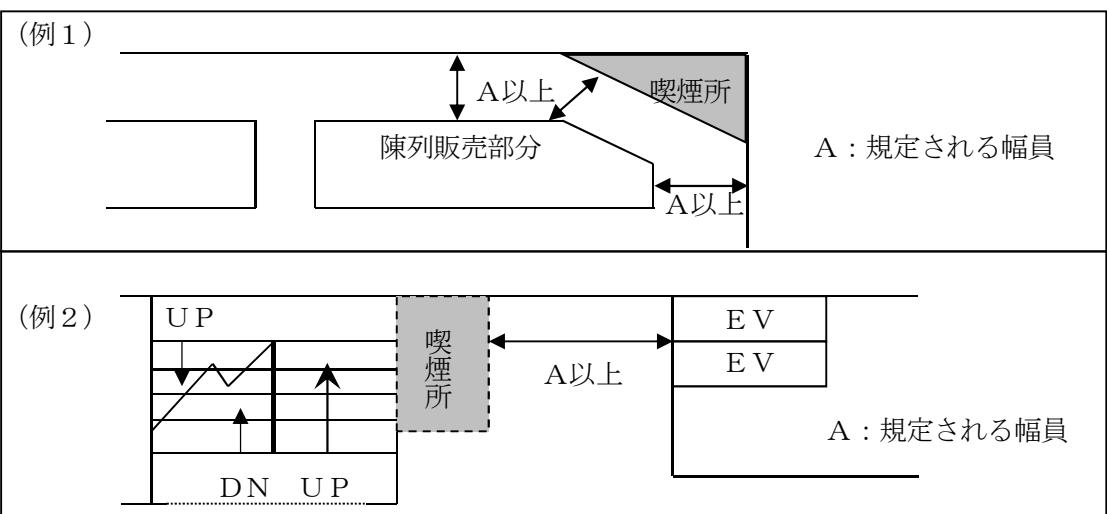


(イ) スタジオのように、棟全体が撮影用のセットである場合については、スタジオ内に喫煙所を設けることができる。

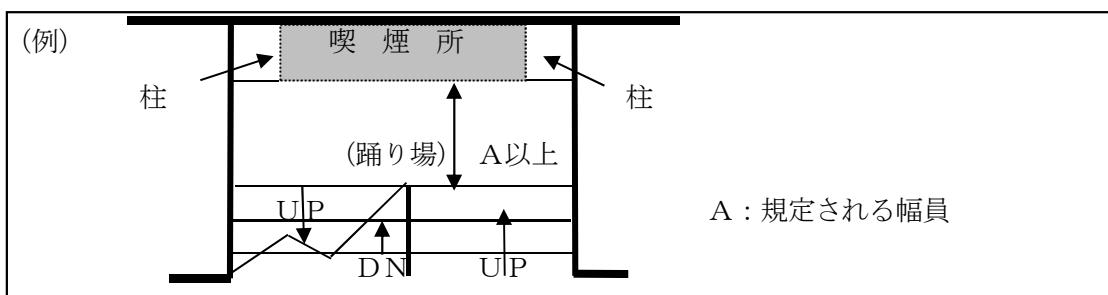


(3) 喫煙所の設置基準は、次による。

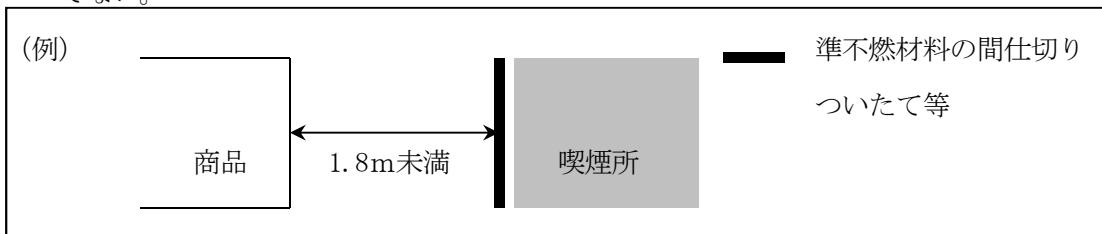
ア 廊下、通路等に設ける場合は、当該廊下、通路等が条例及び建築関係法令において規定される幅員を超える幅員を有する場合に、規定される幅員を超える部分に設けること。



イ 階段に設ける場合は、避難階から直上階又は直下階のみに通ずる階段の踊り場の部分で、建基令第23条第1項に規定される踊り場の幅員を超える幅員を有する部分に設けること。



ウ 可燃物の転落落下のおそれがない、周囲の可燃物から水平距離1.8メートル以上を確保する位置に設けること。ただし、当該距離を確保することができない場合にあっては、準不燃材料の間仕切り、ついたて等で床面から防火上有効に遮断した場合は、この限りでない。



- エ 屋内消火栓設備、避難器具等の消防用設備等の操作の障害とならない位置に設けること。
- オ 喫煙所の範囲を明示するついたて、床面の色表示、間仕切り等の措置を講ずること。
- カ 喫煙所には、安定性のある水を張った不燃性の吸殻容器を設けるとともに、椅子等喫煙に必要なもの以外は存置しないこと。
- キ 喫煙所の周囲を区画する場合は、準不燃材料を用いること。

(4) 設置指導上の留意事項は、次による。

- ア 喫煙所の設置については、指定場所の規模、形態及び顧客の滞留状況等を勘案し、設置場所及び設置個数等について、実態に即した指導を行うこと。
- イ 屋内展示場及びスタジオのように、施設管理者と使用者が異なる場合は、施設管理者が喫煙所の設置要領及び設置基準のレイアウトを定めたうえで、使用者が喫煙管理を行うよう指導すること。
- ウ 利用者に対して、案内表示及び館内放送等を活用することにより、喫煙所の周知が図られるよう指導すること。
- エ 喫煙所設置の趣旨について関係者に十分説明を行い、理解を得るとともに、自主管理の助長を図ること。

(5) 条例第32条第3項第1号及び同条第5項ただし書に基づき、喫煙が禁止されている場合の措置は次による。

ア 条例第32条第3項第1号の火災予防上必要と認める措置は、次に掲げる措置の全部又は一部とし、全面的に喫煙の禁止が確保できるよう指導すること。

(ア) 防火対象物の入口等の見やすい箇所に当該防火対象物が全面的に喫煙が禁止されている旨の標識の設置

(イ) 定期的な館内巡視を実施

(ウ) 喫煙を禁止する旨の定期的な館内一斉放送を実施

(エ) 防火対象物の使用形態等により死角となる部分は、火災予防上必要と認める措置を行う。

イ 条例第32条第5項ただし書の火災予防上必要と認める措置は、次に掲げる措置の全部又は一部とし、当該階が全面的に喫煙の禁止が確保できるように指導すること。

(ア) 喫煙所を設けない階の見やすい箇所に当該階が全面的に喫煙が禁止されている旨の標識の設置

(イ) 定期的な館内巡視を実施

(ウ) 当該階の全面喫煙禁止及び他階の喫煙場所の案内等、定期的な館内一斉放送を実施

(エ) その他防火対象物の使用形態等により死角となる部分は、火災予防上必要と認める措置を行う。

ウ 条例第32条第3項第1号及び同条第5項の喫煙禁止の標識

(ア) 標識の色は、条例第32条第2項に規定する標識の色と同一のものとし、同条第2項の標識とかねることができる。

なお、喫煙の禁止が有効に確保できる場合は、この限りではない。

(イ) 条例第32条第3項第1号に規定する標識の記載については、次の例により記載し、全面的に喫煙が禁止されていることが認識できること。

例1 「全館禁煙」

例2 「当百貨店（劇場等）は全館において禁煙です。」

(ウ) 条例第32条第5項に規定する標識の記載については、次の例により記載し、階ごとに喫煙が禁止されていることが認識できること。

例1 「この階は禁煙です。」

例2 「当百貨店（劇場等）においてこの階は禁煙です。喫煙所は○○階にあります。」

(エ) 標識に併せて図記号による標識を設ける場合は、条例第32条第4項に定める図記号を設けること。

(オ) 全館禁煙等の場合で屋外に喫煙所を設ける場合、次の事項について指導すること。

- a 避難口等避難に支障となる場所以外の場所に設けること。
- b 吸殻容器を設け、喫煙所である旨の標示をすること。
- c 消火の準備について、措置すること。

第5節 解除承認

(解除承認の基本的事項)

第8条 解除承認の基本的事項は次によるものとする。

- (1) 解除承認は、審査基準に適合することはもとより、火災予防及び人命安全上の観点に着目し、当該行為に代替方法がなく、社会的妥当性が認められる場合に行うものとする。
- (2) 解除承認できる範囲は、解除承認申請対象物の規模、構造、消防用設備等の設置状況及び防火管理状況等を総合的に判断し、火災予防上支障がないと認められる必要最低限にとどめるものとする。

(解除承認要領等)

第9条 解除承認申請の要領及び申請の処理に係る事項については、次によるものとする。

- (1) 解除承認の申請要領は、次による。
 - ア 条規則第5条の規定に基づく禁止行為の解除承認にあっては、条規則様式第2号の禁止行為の解除承認申請書（以下「申請書」という。）正副2通をもって行うこと。
 - イ 解除承認の申請は、指定場所ごととする。ただし、第3号に掲げる恒常的な行為に係る解除承認申請にあっては、当該申請に係る場所（以下「申請場所」という。）ごととする。
- (2) 解除承認の処理は、次によること。
 - ア 消防長又は消防署長は、申請を受けた場合は、本要領に定める基準により審査及び現地調査を行い、処理する。
 - イ 消防長又は消防署長は、解除承認する場合は、申請書に別図第1号の解除承認印を押印し、申請者に副本を返付する。
 - ウ 消防長又は消防署長は、申請書が処理機関（経由機関がある場合は当該機関）に到達した日から起算して10日までに処理をする。ただし、次に掲げる日数は、標準処理期間に含めない。
 - (ア) 静岡市の休日を定める条例（平成15年静岡市条例第2号）第1条第1項各号に掲げる市の休日の日数
 - (イ) 申請の不備その他の理由による補正及び審査のために必要な書類等の追加のために要する日数

(ウ) 現場確認が必要とされた場合に、現場確認に要する日数

(3) 解除承認は、当該行為に必要な期間を解除承認期間として行うものとともに、次に掲げる恒常的な行為に係る解除承認にあっては、期間を最長1年間とし、当該解除承認に係る承認内容の遵守状況等については、立入検査時に確認を行うこと。

ア 恒常的に火気使用設備器具を用いる行為

ただし、1年を超えて用いる部分は、あらかじめ不燃区画により禁止される部分から除くこととする。

なお、不燃区画による施工の例は、別図第2号のとおりとする。

(例) スーパーの食料品の加工場などで、1年を超えて各種厨房機器（ガスコンロ、ガスフライヤー、グリラー等）を使用する場合

イ 恒常的に危険物品の持込みを行う行為

ただし、1年を超えて行う場合は、あらかじめ防火区画及び不燃区画により禁止される部分から除くこととする。

なお、不燃区画による施工の例は、別図第2号のとおりとする。

(例) スーパーの食料品の加工場で、1年を超えて動植物油を持込み、フライヤー等で揚げ物を行う場合

(4) 消防長又は消防署長は、解除承認をしない場合は、申請書の1部にその理由を記載して申請者に返付すること。

(審査・現地調査)

第10条 申請に基づく内容の審査及び現地調査は、次の事項について行うこと。ただし、喫煙のみの申請、スマーケマシーンの使用のみの申請又は現地調査以外の方法で持込む機器等の確認ができる場合の申請のうち、申請書類のみで申請内容の安全性が確認できる場合（裸火使用に関わる申請及び恒常的な解除承認に係る申請は除く。）は、現地調査を省略することができる。

(1) 申請内容が解除承認を行う妥当性を有する行為であること。

(2) 申請内容が必要最小限度の範囲であること。

(3) 申請内容が審査基準に適合すること。

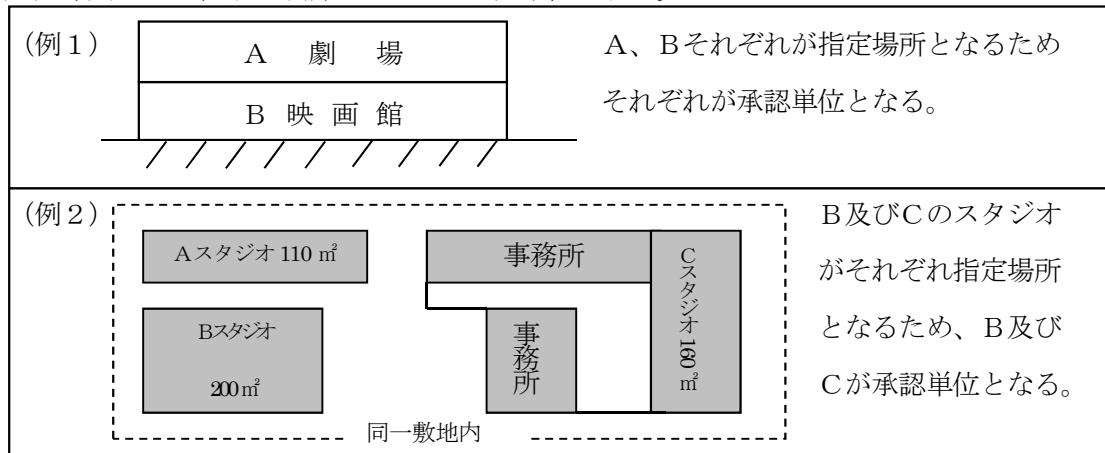
(4) 申請に係る行為及び機器等は、資料又は実験等により明確な特性、性能及び安全性が確認できること。

(5) 関係者及び行為者が申請内容を適正に履行できること。

(6) 申請場所が消防法令又は他の防火に関する法令に違反を生じないこと。

- (7) 解除承認することにより、消防法令又は他の防火に関する法令に違反を生じないこと。
- (8) 申請に係る行為及び機器等の位置、構造等が、関係法令に定める保安基準に適合していること。
- 2 審査基準は、承認単位ごとに適用させる。
- なお、用途ごとの審査基準は、「第3章 用途ごとの規制」による。
- 3 申請内容が審査基準に適合している場合にあっても、禁止行為の内容及び指定場所の状況に応じ、火災予防上特に必要と認める場合は、最小限の範囲で必要な補完措置を講じさせることができる。
- 4 承認単位は、次による。

(1) 原則として、指定場所ごとを一の承認単位とする。



(2) 建基令第112条第1項本文の規定に基づき区画された部分は、次のとおりとする。



(解除承認の取消し)

第11条 消防長又は消防署長は、次のいずれかに該当する場合は、承認を取消すことができるものとする。

- (1) 解除承認の基準を遵守しない場合
- (2) 解除承認場所から火災を発生させた場合
- (3) 防火対象物又はその部分の事情変更により、承認を継続させることが火災予防上好ましくないと認められる場合
- 2 消防長又は消防署長は、解除承認の取消しを行う場合は、様式第1号により申請者に通知する。

(解除承認の特例)

第12条 消防長又は消防署長は、次に掲げる場合の解除承認に際し、本基準によらないことができる。

(1) 指定場所の特異性から、当該指定場所独自の審査基準を定めても火災予防上支障がないと認められる場合

(2) 審査基準の範囲を超える禁止行為の申請又は機器等が開発された場合で、解除承認しても火災予防上支障ないと認められる場合

第3章 用途ごとの規制

(劇場等)

第13条 劇場等の解除承認にかかる審査は、次によるものとする。

(1) 解除承認の可否は、次表による。

禁止される部分		禁止行為	喫煙	裸火使用	危険物品持込み
劇場等	舞台	可	可	可	可
	客席	否	可	可	可
	公衆の出入りする部分				可

※「可」は、解除承認を受けることが可能

「否」は、解除承認を受けることが不可能

(2) 劇場等の解除承認は、火災予防上安全であり、関係法令に適合し、かつ、審査基準に適合している場合に行えるものとする。

表1 審査基準

指定場所	禁止行為	審査基準
舞台	喫煙	1 演技上必要なものに限られていること。 2 喫煙設備を設けてあること。 3 消火器具を設けてあること。 4 従業員等による監視体制を講じてあること。
舞台・客席	裸火使用	1 周囲及び上方の可燃物から安全な距離を確保してあること。 2 可燃物の転倒又は落下等のおそれがないこと。 3 従業員等による監視、消火等の体制を講じてあること。 4 使用者が裸火を容易に停止できる措置を講じてあること。 5 消火器具を設けてあること。

指定場所	禁止行為	審　　査　　基　　準															
舞台・客席	裸火使用	<p>6 承認範囲は、次によること。</p> <p>(1) 電気を熱源とする火氣使用設備器具及びその他の機器</p> <p>(2) 気体燃料を熱源とする火氣使用設備器具（カートリッジ式器具に限る。）</p> <p>(3) 液体又は固体燃料を消費する火氣使用設備器具及びその他の機器は、次の要件を満たす場合に限ること。</p> <p>ア 舞台で、演技上必要なものに限られていること。</p> <p>イ 危険物は、引火点が40度以上、かつ、消費量が100シーシー以内であること。</p> <p>ウ 危険物は、漏れ、あふれ又は飛散しないよう措置を講じてであること。</p> <p>エ 火炎を有するものは、舞台部の空間の高さに応じて、火炎の長さがおおむね次表の長さ以内であること。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th colspan="4">舞台部の空間の高さ</th> </tr> <tr> <th></th> <th>8.0m未満</th> <th>8.0m以上 10.0m未満</th> <th>10.0m以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>火炎の長さ</td> <td>20cm</td> <td>30cm</td> <td>40cm</td> </tr> </tbody> </table> <p>オ 燃焼の炎は、安定継続すること。</p> <p>カ 燃焼に際し火の粉が発生しないものであること。</p> <p>(4) 火薬類を消費する場合は、次によること。</p> <p>ア 飛散した火花が燃えつきるものであること。</p> <p>イ 火炎を有するものは、(3) エに準ずること。</p> <p>ウ 煙火は、固定して消費すること。（クラッカー、拳銃等の形態による消費を除く。）</p> <p>エ 飛しょうする煙火は、認められない。</p> <p>オ 火薬類の取扱いに関する知識、技術を有する専従員が取扱うこと。</p> <p>カ 噴出し煙火は、「表2 噴出し煙火の審査基準」によること。</p>				舞台部の空間の高さ					8.0m未満	8.0m以上 10.0m未満	10.0m以上	火炎の長さ	20cm	30cm	40cm
舞台部の空間の高さ																	
	8.0m未満	8.0m以上 10.0m未満	10.0m以上														
火炎の長さ	20cm	30cm	40cm														

指定場所	禁止行為	審　　査　　基　　準
舞台・客席	裸火使用	<p>(5) その他の裸火</p> <p>ア 固体の衝撃、摩擦又は電気による火花が発生するものは、火花の飛散範囲が2メートル以内であること。</p> <p>イ 火炎を有するものは、(3) エに準ずること。</p> <p>ウ 瞬間的に燃焼する炎の大きさは、必要最小限度であること。</p> <p>7 直接屋外に開放された場所における使用については、特性、性能が確認できるものであって、演技上必要最小限であること。</p>
	危険物品持込み	<p>1 従業員等による監視体制を講じてであること。</p> <p>2 消火器具を設けてであること。</p> <p>3 承認範囲は、次によること。</p> <p>(1) 危険物は、危政令別表第3に定める指定数量の100分の1未満</p> <p>(2) 可燃性固体類及び可燃性液体類は、条例別表第2に定める数量の100分の1未満</p> <p>(3) 可燃性ガス容器（ガス法の適用を除外される液化ガスに限る。）は、ガス総重量0.5キログラムに相当する個数以下</p> <p>(4) 火薬類（打上げ煙火を除く煙火に限る。）は、火薬類の原料をなす火薬又は爆薬の量により、1回の使用につき次の個数以下</p> <p>ア 0.1グラム以下のものは、50個</p> <p>イ 0.1グラムを超える15グラム以下のものは、10個 ただし、0.1グラムを超える5グラム以下のものについては、安全な措置を講じている劇場に限り、上記の数に加えて更に、10個まで持込むことができる。</p> <p>4 直接屋外に開放された場所における持込みについては、上記裸火使用欄の7によること。</p>
公衆の出入りする	危険物品持込み	<p>1 従業員等による監視体制を講じてであること。</p> <p>2 消火器具を設けてであること。</p>

指定場所	禁止行為	審　　査　　基　　準
部分	危険物品持込み	<p>3 承認範囲は、次によること。</p> <p>(1) 危険物は、危政令別表第3に定める指定数量の20分の1未満</p> <p>(2) 可燃性固体類及び可燃性液体類は、条例別表第2に定める数量の20分の1未満</p> <p>(3) 可燃性ガス容器（ガス法の適用を除外される液化ガスに限る。）は、ガス総重量5キログラムに相当する個数以下</p>

表2 噴出し煙火の審査基準

指定場所	禁止行為	審　　査　　基　　準																							
舞　　台	裸火使用	1 実験により特性の確認を行うこと。																							
		2 煙火は、固定して消費すること。																							
		3 飛散した火花が燃えつきるものであること。																							
		4 火花の飛散範囲内及びその範囲から周囲2メートルの床面を防火性能を有する材料（不燃性のシート、準不燃材料等）で覆われていること。																							
		5 火花の飛散範囲は、2メートル以内であること。ただし、飛散範囲のうち煙火の火花の高さは、舞台部の空間の高さに応じて、次表の高さ以内とすることができます。																							
		<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th colspan="2">舞台部の空間の高さ</th> </tr> <tr> <th colspan="2"></th> <th>8.0m以上</th> <th>10.0m以上</th> </tr> <tr> <th colspan="2"></th> <th>8.0m未満</th> <th>10.0m未満</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">噴出し煙火の火花の高さ</td><td>2.0m</td><td>2.5m</td></tr> <tr> <td colspan="2"></td><td></td><td>3.0m</td></tr> </tbody> </table>						舞台部の空間の高さ				8.0m以上	10.0m以上			8.0m未満	10.0m未満	噴出し煙火の火花の高さ		2.0m	2.5m				3.0m
		舞台部の空間の高さ																							
		8.0m以上	10.0m以上																						
		8.0m未満	10.0m未満																						
噴出し煙火の火花の高さ		2.0m	2.5m																						
			3.0m																						
		6 火花の飛散範囲内及びその範囲から上方4メートル、周囲2メートルには、可燃物が置かれていないこと。																							
		7 火花の飛散範囲内に演技者等がいないこと。																							
		8 火花の飛散範囲から6メートル以内に観客がいないこと。																							
		9 消費中の煙火は、移動しないこと。																							
		10 煙火消費後、排煙の措置を講じてあること。																							

指定場所	禁止行為	審　　査　　基　　準
舞　　台	裸火使用	11 消火器具を増設するほか、屋内消火栓設備の準備がされてい ること。 12 火薬類の取扱いに関する知識、技術を有する専従員が取扱う こと。

(3) 審査基準適用上の留意点は、次による。

ア 「消火器具」の設置は、次によること。

(ア) 禁止行為の内容を勘案し、最も消火適応性が高いものを有効な位置に配置する。

(イ) 消火能力単位は、2以上とする。

イ 「周囲及び上方の可燃物から安全な距離」は、条例で規制されているもの以外は現地調査を行った結果により判断すること。この場合、火炎の周囲にあっては、火炎の幅及び長さに応じて可燃物から次表に定める離隔距離以上の空間を確保すること。

なお、裸火の使用場所付近の床面、大道具等は、必要に応じて不燃化、難燃化（散水等の養生）等の措置を講ずること。

		火　炎　の　幅					
		40cm 以内	50cm 以内	60cm 以内	70cm 以内	80cm 以内	100cm 以内
火炎の長さ	20cm以内	100cm				150cm	
	20cmを越え40cm以内	100cm	150cm	200cm	250cm	300cm	350cm

ウ 「瞬間的に燃焼する炎」とは、硝化綿等を燃焼した場合のものをいい、現地調査等により安全性が確認される炎の大きさとすること。

エ 「ガス法の適用を除外される液化ガスの容器」には、カートリッジボンベが含まれる。

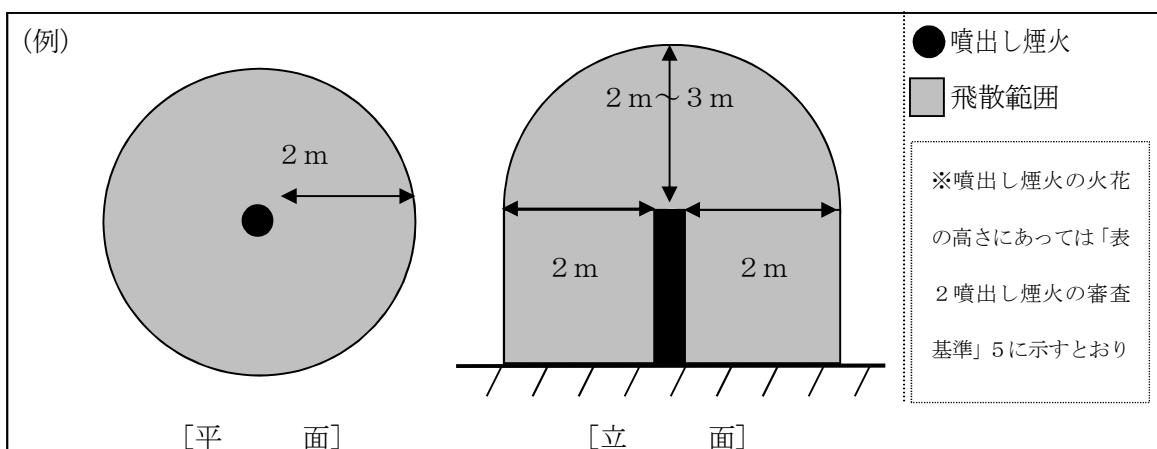
オ 「火薬類」の取扱いは、次によること。

(ア) 「1回の使用」は、1幕における使用を範囲としてとらえ、幕間において、防火上必要となる措置を行うこと。

(イ) 火薬又は爆薬の量が異なる火薬類を1回の使用で持込む場合は、火薬等の量ごとに各々の個数以下とする。

カ 煙霧発生機器等の舞台効果に用いる機器を室内で使用する場合、引火点70度未満の発煙剤は、解除承認できない。

キ 噴出し煙火の飛散範囲は、次によること。



ク 「舞台部の空間の高さ」とは、舞台床面から天井部の設備等の下端部分（スノコ等）までの距離をいう。

なお、天井部の設備等の下端下方に可燃物がある場合は、舞台床面から可燃物までの高さの距離をいう。

ケ 「安全措置を講じている劇場」とは、次の(ア)及び(イ)を満たす劇場とする。

(ア) 令第12条第1項第1号により舞台部にスプリンクラー設備が設置されていること。

(イ) 舞台部の空間の高さが8メートル以上であること。

(4) 運用上の留意事項は、次による。

ア 曲芸又は奇術等で使用する特殊な裸火又は危険物品については、特性、性能等が確認できる資料を提出させるか、実際と同一条件のもとで実験を行い、安全性の確認を行うこと。

イ 煙霧発生機器の使用及び火薬類の消費に際しては、自動火災報知設備発報時の即応体制を確保させておくこと。

ウ 演出上用いられる裸火等の承認に際しては、施設関係者、演出担当者、演技者等が相互に演出内容を十分把握しているか確認すること。

エ 消防局管轄区域内で場所を変えて連続公演が行われる場合、規制の統一を期するため、初公演が行われる署は、主幹課に照会すること。

(飲食店等)

第14条 飲食店等の解除承認にかかる審査は、次によるものとする。

(1) 解除承認の可否は、次表による。

禁止される部分	禁止行為	喫煙	裸火使用	危険物品持込み
飲食店等	舞台	可	可	可

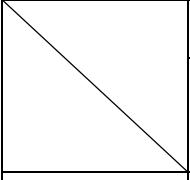
禁止される部分		禁止行為	喫 煙	裸火使用	危険物品持込み
飲食店等	公衆の出入りする部分				可

※「可」は、解除承認を受けることが可能

(2) 飲食店等の解除承認は、火災予防上安全であり、関係法令に適合し、かつ、審査基準に適合している場合に行えるものとする。

表 審査基準

指定場所	禁止行為	審 査 基 準
舞 台	喫 煙	<p>1 演技上必要なものに限られていること。</p> <p>2 喫煙設備を設けてあること。</p> <p>3 消火器具を設けてあること。</p> <p>4 従業員等による監視体制を講じてあること。</p>
	裸火使用	<p>1 周囲及び上方の可燃物から安全な距離を確保してあること。</p> <p>2 可燃物の転倒又は落下等のおそれがないこと。</p> <p>3 従業員等による監視、消火等の体制を講じてあること。</p> <p>4 使用者が裸火を容易に停止できる措置を講じてあること。</p> <p>5 消火器具を設けてあること。</p> <p>6 承認範囲は、次によること。</p> <p>(1) 電気を熱源とする火気使用設備器具及びその他の機器</p> <p>(2) 気体燃料を熱源とする火気使用設備器具（カートリッジ式器具に限る。）</p> <p>(3) 火薬類を消費する場合は、次によること。</p> <p>ア 音又は煙を出すための煙火に限ること。</p> <p>イ 消費する煙火は固定されていること。</p> <p>ウ 火薬類の取扱いに関する知識、技術を有する専従員が取扱うこと。</p> <p>(4) その他の裸火</p> <p>ア 固体の衝撃、摩擦又は電気による火花が発生するものは、火花の飛散範囲が2メートル以内であること。</p> <p>イ 火炎を有するものは、舞台部の空間の高さに応じて、火炎の長さがおおむね次表の長さ以内であること。</p>

指定場所	禁止行為	審　　査　　基　　準			
舞　　台	裸火使用			舞台部の空間の高さ	
		8.0m未満	8.0m以上 10.0m未満	10.0m以上	
		火炎の長さ	20cm	30cm	40cm
ウ 瞬間的に燃焼する炎の大きさは、必要最小限度であること。					
	危険物品 持込み	1 従業員等による監視体制を講じてあること。 2 消火器具を設けてあること。 3 承認範囲は、次によること。 (1) 危険物は、危政令別表第3に定める指定数量の100分の1未満 (2) 可燃性固体類及び可燃性液体類は、条例別表第2に定める数量の100分の1未満 (3) 可燃性ガス容器（ガス法の適用を除外される液化ガスに限る。）は、ガス総重量0.5キログラムに相当する個数以下 (4) 火薬類（打上げ煙火を除く。）は、火薬類の原料をなす火薬又は爆薬の量により、1回の使用につき次の個数以下 ア 0.1グラム以下のものは、30個 イ 0.1グラムを超える15グラム以下のものは、5個			
		1 従業員等による監視体制を講じてあること。 2 消火器具を設けてあること。 3 承認範囲は、次によること。 (1) 危険物は、危政令別表第3に定める指定数量の20分の1未満 (2) 可燃性固体類及び可燃性液体類は、条例別表第2に定める数量の20分の1未満 (3) 飲食を供する目的で使用するもの以外の可燃性ガス容器（ガス法の適用を除外される液化ガスに限る。）は、ガス総重量5キログラムに相当する個数以下			

指定場所	禁止行為	審　　査　　基　　準
公衆の出入りする部分	危険物品持込み	<p>(4) 火薬類を持込もうとする場合は、次によること。</p> <p>ア 持込み可能な飲食店等は、特定の利用者のみが客室又はホールを利用し、かつ専属の従業員が常時対応する場合とする。</p> <p>イ 火薬類は低温花火に限り、火薬類の原料をなす火薬又は爆薬の量により、1回の使用につき次の個数以下</p> <p>(ア) 0.1グラム以下のものは、30個</p> <p>(イ) 0.1グラムを超えるものは、5個</p> <p>ウ 持込みは、消費に必要な最低限の期間であること。</p> <p>エ 持込まれる周囲は、飛散する火花に対し十分な範囲を防炎性能を有する材料（不燃性のシート、準不燃材料等）で覆われており、かつ可燃物がないこと。</p> <p>オ 持込まれる周囲の上方は、火花が飛散する範囲に可燃物がないこと。</p>

(3) 審査基準適用上の留意点は、次による。

ア 「消火器具」の設置は、次によること。

(ア) 禁止行為の内容を勘案し、最も消火適応性が高いものを有効な位置に配置する。

(イ) 消火能力単位は、2以上とする。

イ 「周囲及び上方の可燃物から安全な距離」は、条例で規制されているもの以外は、現地調査を行った結果により判断すること。この場合、火炎の周囲にあっては、火炎の幅及び長さに応じて可燃物から次表に定める離隔距離以上の空間を確保すること。

なお、裸火の使用場所付近の床面、大道具等は、必要に応じて不燃化、難燃化（散水等の養生）等の措置を講ずること。

		火　炎　の　幅					
		40cm 以内	50cm 以内	60cm 以内	70cm 以内	80cm 以内	100cm 以内
火炎の長さ	20cm以内	100cm				150cm	
	20cmを超えて40cm以内	100cm	150cm	200cm	250cm	300cm	350cm

ウ 「瞬間的に燃焼する炎」とは、硝化綿等を燃焼した場合のものをいい、現地調査等により安全性が確認される炎の大きさとすること。

- エ 「ガス法の適用を除外される液化ガスの容器」には、カートリッジボンベが含まれる。
- オ 「火薬類」の取扱いは、次によること。
- (ア) 「1回の使用」は、1つのイベントの開始から終了までにおける使用を範囲としてとらえ、イベントの間で防火上必要となる措置を行うこと。
- (イ) 火薬又は爆薬の量が異なる火薬類を1回の使用で持込む場合は、火薬等の量ごとに各々の個数以下とする。
- カ 煙霧発生機器等の舞台効果に用いる機器を室内で使用する場合、引火点70度未満の発煙剤は、解除承認できない。
- キ 「舞台部の空間の高さ」とは、舞台床面から天井部の設備等の下端部分（スノコ等）までの距離をいう。
- なお、天井部の設備等の下端下方に可燃物がある場合は、舞台床面から可燃物までの高さの距離をいう。

(4) 運用上の留意事項は、次による。

- ア 曲芸又は奇術等で使用する特殊な裸火又は危険物品については、特性、性能等が確認できる資料を提出させるか、実際と同一条件のもとで実験を行い、安全性の確認を行うこと。
- イ 煙霧発生機器等の使用及び火薬類の消費に際しては、自動火災報知設備発報時の即応体制を確保させておくこと。
- ウ 公衆の出入りする部分での喫煙、裸火使用は、規制の対象とならないが、持込まれた危険物品を消費する場合は実験により特性の確認を行ったうえ、火気管理について使用実態に応じた適切な指導を図ること。

(百貨店等)

第15条 百貨店等の解除承認にかかる審査は、次によるものとする。

(1) 解除承認の可否は、次表による。

禁止される部分		禁止行為	喫 煙	裸火使用	危険物品持込み
百 貨 店 等	売 場	否	可	可	
	通常顧客の出入りする部分	否	可	可	

※「可」は、解除承認を受けることが可能

「否」は、解除承認を受けることが不可能

(2) 百貨店等の解除承認は、火災予防上安全であり、関係法令に適合し、かつ、審査基準に

適合している場合に行えるものとする。

表1 審査基準（その1）

指定場所	禁止行為	審 査 基 準
売 場	裸 火 使 用	<p>1 使用する場合は、食料品の陳列販売部分以外であること。</p> <p>2 周囲及び上方の可燃物から安全な距離を確保してあること。</p> <p>3 可燃物の転倒又は落下等のおそれがないこと。</p> <p>4 従業員等による監視、消火及び使用後の点検等の体制を講じてあること。</p> <p>5 消火器具を設けてあること。</p> <p>6 出入口及び階段等から水平距離5メートル以上離れていること。（不燃材料で造った壁で防火上有効に遮断する等の措置を講じた場合を除く。）</p> <p>7 危険物品その他の易燃性の可燃物から水平距離5メートル以上離れていること。（不燃材料で防火上有効に遮断する等の措置を講じた場合を除く。）</p>
	氣 体・固 体	<p>1 上記電気欄1から7までによるほか、次の範囲に限ること。</p> <p>(1) 気体燃料を熱源とする火気使用設備器具</p> <p>ア 消費量は、1個につき58キロワット以下、総消費量は、同一承認単位内に存する通常顧客の出入りする部分と合算して175キロワット以下であること。</p> <p>イ ガス過流出防止装置又はガス漏れ早期発見のための装置が設置されていること。（カートリッジ式器具を除く。）</p> <p>ウ 液化ガスは、カートリッジタイプの燃料容器であること。</p> <p>(2) 固体燃料を熱源とする火気使用設備器具</p> <p>使用量は、同一承認単位内に存する通常顧客の出入りする部分と合算して、1日について木炭15キログラム、練炭10キログラム、豆炭5キログラム、その他の固体のもの5キログラム以下であること。</p>
	危険物品	1 従業員等による監視体制を講じてあること。

指定場所	禁止行為	審　　査　　基　　準
売　　場	持込み	<p>2 消火器具を設けていること。</p> <p>3 出入口及び階段等から水平距離3メートル（危険物（危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号。以下「危規則」という。）第44条第2項から第5項までに定めるものを除く。）の場合にあっては6メートル）以上離れていること。（不燃材料の壁で防火上有効に遮断する等の措置を講じた場合を除く。）</p> <p>4 火気使用場所から水平距離5メートル以上離れていること。（不燃材料で防火上有効に遮断する等の措置を講じた場合を除く。）</p> <p>5 密栓を行い、他の物品と隔離して保管していること。</p> <p>6 承認範囲は、同一承認単位内に存する通常顧客の出入りする部分と合算して、次によること。</p> <p>(1) 危険物は、危政令別表第3に定める指定数量の10分の1未満</p> <p>(2) 可燃性固体類及び可燃性液体類は、条例別表第2に定める数量の10分の1未満</p> <p>(3) 可燃性ガス容器（ガス法の適用を除外される液化ガスに限る。）は、ガス総重量5キログラムに相当する個数以下</p> <p>7 危険物、可燃性固体類又は可燃性液体類の煮沸行為を行う場所は、不燃区画されていること。</p>

表2 審査基準（その2）

指定場所	禁止行為	審　　査　　基　　準
通常顧客の出 場等	裸火使用	<p>1 周囲及び上方の可燃物から安全な距離を確保であること。</p> <p>2 可燃物の転倒又は落下等のおそれがないこと。</p> <p>3 従業員等による監視、消火及び使用後の点検等の体制を講じてあること。</p> <p>4 消火器具を設けてあること。</p> <p>5 出入口及び階段等から水平距離5メートル以上離れている</p>

指定場所	禁止行為	審　　査　　基　　準
入りする部分	催事場等	<p>裸火使用</p> <p>こと。(不燃材料で造った壁で防火上有効に遮断する等の措置を講じた場合を除く。)</p> <p>6 危険物品その他の易燃性の可燃物から水平距離5メートル以上離れていること。(不燃材料で防火上有効に遮断する等の措置を講じた場合を除く。)</p> <p>7 承認範囲は、次によること。</p> <p>(1) 電気を熱源とする火氣使用設備器具</p> <p>(2) 気体燃料を熱源とする火氣使用設備器具</p> <p>ア　消費量は、1個につき58キロワット以下、総消費量は、同一承認単位内に存する売場と合算して175キロワット以下であること。</p> <p>イ　ガス過流出防止装置又はガス漏れ早期発見のための装置等が設置されていること。(カートリッジ式器具を除く。)</p> <p>ウ　液化ガスは、カートリッジタイプの燃料容器であること。</p> <p>(3) 固体燃料を熱源とする火氣使用設備器具</p> <p>使用量は、同一承認単位内に存する売場と合算して1日につき木炭15キログラム、練炭10キログラム、豆炭5キログラム、その他の固体のもの5キログラム以下であること。</p>
	危険物品持込み	<p>1 従業員等による監視体制を講じてあること。</p> <p>2 消火器具を設けてあること。</p> <p>3 出入口及び階段等から水平距離3メートル(危険物(危規則第44条第2項から第5項までに定めるものを除く。)の場合にあっては6メートル)以上離れていること。(不燃材料の壁で防火上有効に遮断する等の措置を講じた場合を除く。)</p> <p>4 火氣使用場所から水平距離5メートル以上離れていること。(不燃材料で防火上有効に遮断する等の措置を講じた場合を除く。)</p>

指定場所	禁止行為	審査基準
通常顧客の出入りする部屋	危険物品持込み	5 密栓を行い、他の物品と隔離して保管していること。 6 承認範囲は、同一承認単位内に存する売場と合算して、次によること。 (1) 危険物は、危政令別表第3に定める指定数量の10分の1未満 (2) 可燃性固体類及び可燃性液体類は、条例別表第2に定める数量の10分の1未満 (3) 可燃性ガス容器（ガス法の適用を除外される液化ガスに限る。）は、ガス総重量5キログラムに相当する個数以下
兼営事業部	裸火使用	上記催事場等裸火使用の項の1から7までによること。
	危険物品持込み	上記催事場等危険物品持込みの項の1から6までによること。
直接外気に開放された部分	裸火使用	上記催事場等裸火使用の項の1から7までによること。
	危険物品持込み	上記催事場等危険物品持込みの項の1から6までによること。

(3) 審査基準適用上の留意点は、次による。

ア 「周囲及び上方の可燃物から安全な距離」は、条例で規制されているもの以外は、現地調査を行った結果により判断すること。

イ 「消火器具」の設置は、次によること。

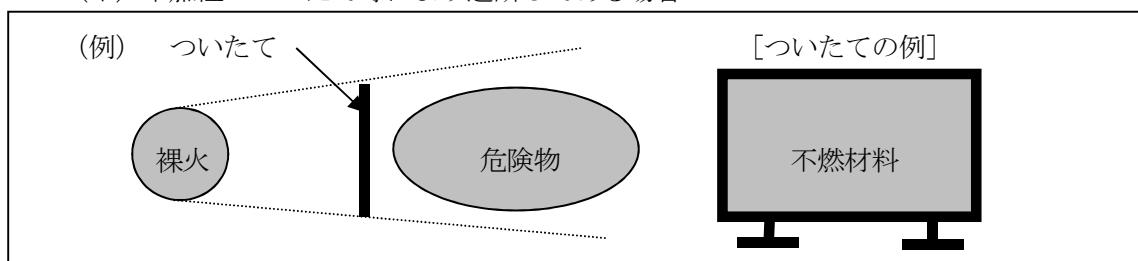
(ア) 禁止行為の内容を勘案し、最も消火適応性が高いものを有効な位置に配置する。

(イ) 消火能力単位は、2以上とする。

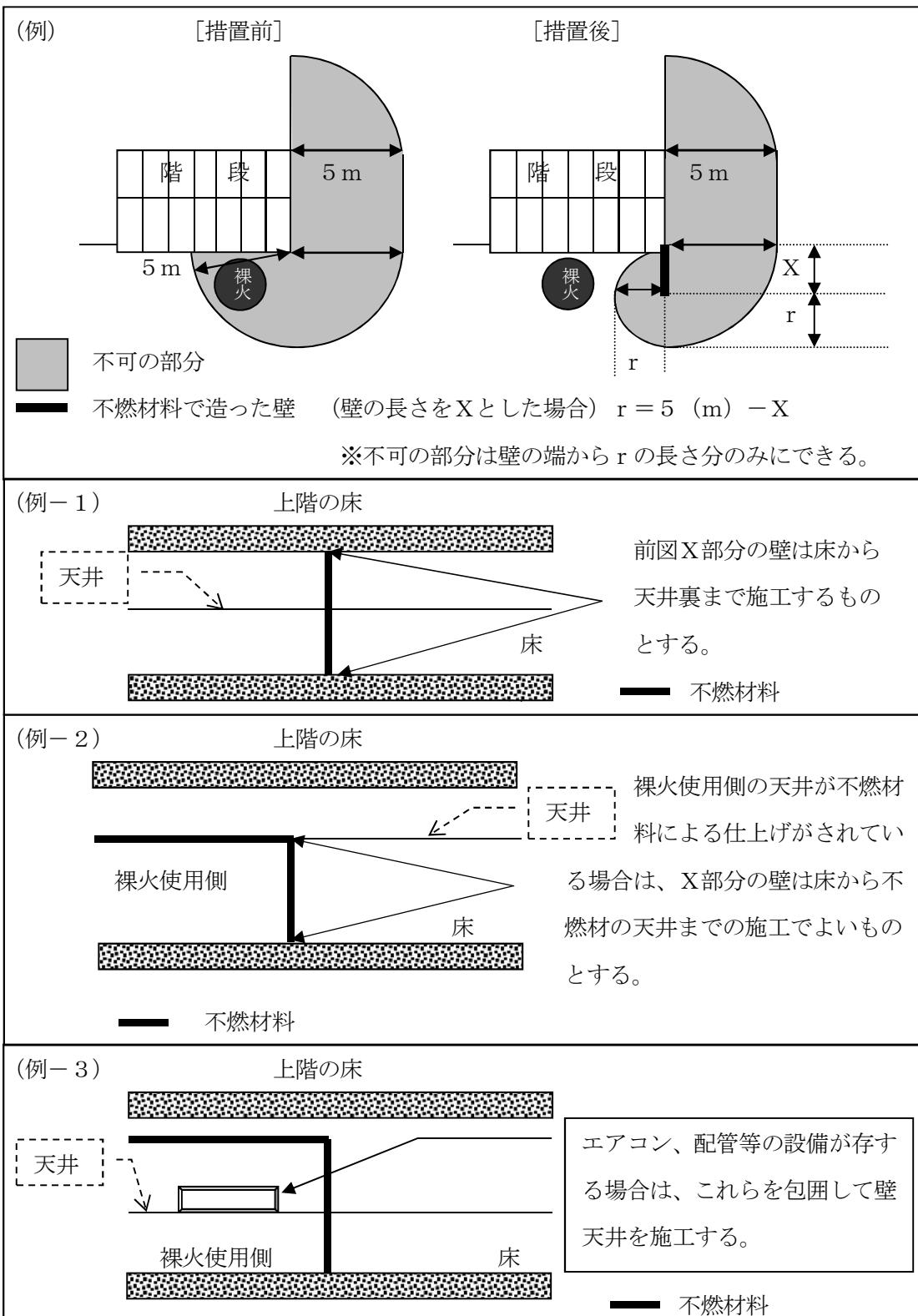
ウ 「不燃材料で防火上有効に遮断する等の措置を講じた場合」は、次の例によること。

(ア) 不燃性の収納箱に収納してある場合

(イ) 不燃性のついたて等により遮断してある場合



エ 「不燃材料で造った壁で防火上有効に遮断する等の措置を講じた場合」は、次の例によること。



オ 「易燃性の可燃物」とは、紙類、ウレタンフォーム、化学繊維類等着火性が高く、燃

焼速度の速いものをいう。

カ 裸火使用に伴う「危険物品その他の易燃性の可燃物からの距離」については、食料品加工場等で使用する調理用油を不燃性の容器入り又は不燃性収納箱に保管して取扱う場合にあっては適用しないこと。

キ 「ガス漏れ早期発見のための装置」には、単体型のガス漏れ警報器も含まれる。この場合、装置の設置単位については、消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号。以下「規則」という。）第24条の2の3第1項第1号の規定に準じて設置されているか、又は当該ガス漏れ警報器のメーカーが示した設置仕様書に基づき設置されていること。

ク 「ガス法の適用を除外される液化ガスの容器」には、カートリッジボンベが含まれる。

(4) 運用上の留意事項は、次による。

裸火使用で、液体燃料を熱源とする火気使用設備器具は、直接外気に開放された部分を除き、解除承認できない。

(屋内展示場)

第16条 屋内展示場の解除承認にかかる審査は次によるものとする。

(1) 解除承認の可否は、次表による。

禁止される部分	禁止行為	喫 煙	裸火使用	危険物品持込み
屋内展示場	公衆の出入りする部分	否	可	可

※「可」は、解除承認を受けることが可能

「否」は、解除承認を受けることが不可能

(2) 屋内展示場の解除承認は、火災予防上安全であり、関係法令に適合し、かつ、審査基準に適合している場合に行えるものとする。

表 審査基準

指定場所	禁止行為	審 査 基 準
公衆の出 入りする 部分	裸火使用	1 周囲及び上方の可燃物から安全な距離を確保してあること。 2 可燃物の転倒又は落下等のおそれがないこと。 3 従業員等による監視、消火等の体制を講じてあること。 4 使用者が裸火を容易に停止できる措置を講じてあること。 5 消火器具を設けてあること。 6 出入口及び階段等から水平距離5メートル以上離れていること。 (不燃材料で造った壁で防火上有効に遮断する等の措置を講じた

指定場所	禁止行為	審　　査　　基　　準
公衆の出 入りする 部分	裸火使用	<p>場合を除く。)</p> <p>7 危険物品その他の易燃性の可燃物から水平距離5メートル以上離れていること。(不燃材料で防火上有効に遮断する等の措置を講じた場合を除く。)</p> <p>8 承認単位は、次による。</p> <p>(1) 電気を熱源とする火気使用設備器具及びその他の機器</p> <p>(2) 気体燃料を熱源とする火気使用設備器具及びその他の機器は、次の要件を満たす場合に限る。</p> <p>ア　消費量は、1個につき58キロワット以下、総消費量は、175キロワット以下</p> <p>イ　ガス過流出防止装置又はガス漏れ早期発見のための装置等が設置されていること。(カートリッジ式器具を除く。)</p> <p>(3) 液体燃料を熱源とする火気使用設備器具及びその他の機器は、次によること。</p> <p>展示に伴う実演に限るもので必要最小限とすること。</p> <p>(4) 固体燃料を熱源とする火気使用設備器具及びその他の機器は、次によること。</p> <p>展示に伴う実演に限るもので必要最小限とすること。</p> <p>(5) 火炎を有するものは、火炎の長さがおおむね10センチメートル以内であること。</p> <p>(6) 火薬類を消費する場合は、次によること。</p> <p>ア　使用場所は舞台であること。</p> <p>イ　音又は煙を出すための煙火に限ること。</p> <p>ウ　煙火は固定して消費すること。(拳銃等の形態による消費を除く。)</p> <p>エ　火薬類取扱いに関する知識、技術を有する専従員が取扱うこと。</p>
危険物品 持込み		<p>1 従業員等による監視体制が講じられていること。</p> <p>2 消火器具を設けてあること。</p>

指定場所	禁止行為	審　　査　　基　　準
公衆の出 入りする 部分	危険物品 持込み	<p>3 出入口及び階段等から水平距離 3 メートル（危険物（危規則第44条第2項から第5項までに定めるものを除く。）の場合にあっては、6 メートル）以上離れていること。（不燃材料の壁で防火上有効に遮断する等の措置を講じた場合を除く。）</p> <p>4 火気使用場所から水平距離 5 メートル以上離れていること。（不燃材料で防火上有効に遮断する等の措置を講じた場合を除く。）</p> <p>5 密栓を行い、他の物品と隔離して保管されていること。</p> <p>6 承認範囲は、次によること。</p> <p>(1) 危険物は、危政令別表第3に定める指定数量の10分の1未満</p> <p>(2) 可燃性固体類及び可燃性液体類は、条例別表第2に定める数量の10分の1未満</p> <p>(3) 可燃性ガス容器（液化ガスに限る。）は、ガス総重量5キログラムに相当する個数以下。ただし、ガス法の適用を受ける容器を持込む場合は、2キログラム以下のボンベとし、次の措置が講じられていること。</p> <p>ア 使用するホースは、外圧によりつぶれない構造であること。</p> <p>イ 容器の転倒防止措置が図られていること。</p> <p>ウ 容器の連結使用がないこと。</p> <p>(4) 火薬類（打上煙火を除く煙火に限る。）は、火薬類の原料をなす火薬又は爆薬の量により、1回の使用につき次の個数以下であること。</p> <p>ア 0.1グラム以下のものは、30個</p> <p>イ 0.1グラムを超える15グラム以下のものは、5個</p>

（3）審査基準適用上の留意点は、次による。

ア 「消火器具」の設置は、次によること。

（ア）禁止行為の内容を勘案し、最も消火適応性が高いものを有効な位置に配置する。

（イ）消火能力単位は、2以上とする。

イ 「周囲及び上方の可燃物から安全な距離」は、条例で規制されているもの以外は、現地調査を行った結果により判断する。この場合、火炎の周囲にあっては、火炎の幅及び長さに応じて可燃物から次表に定める離隔距離以上の空間を確保すること。

		火炎の幅					
		40cm 以内	50cm 以内	60cm 以内	70cm 以内	80cm 以内	100cm 以内
火炎の長さ	20cm以内	100cm				150cm	
	20cmを越え40cm以内	100cm	150cm	200cm	250cm	300cm	350cm

ウ 「不燃材料で防火上有効に遮断する等の措置を講じた場合」は、前条（3）ウの例によること。

エ 「不燃材料で造った壁で防火上有効に遮断する等の措置を講じた場合」は、前条（3）エの例によること。

オ 「易燃性の可燃物」とは、紙類、ウレタンフォーム、化学繊維類等着火性が高く、燃焼速度の速いものをいう。

カ 裸火使用に伴う「危険物品その他の易燃性の可燃物からの距離」については、食料品加工場等で使用する調理用油を不燃性の容器入り又は不燃性収納箱に保管して取扱う場合にあっては適用しない。

キ 「ガス漏れ早期発見のための装置」には、単体型のガス漏れ警報器も含まれる。この場合、装置の設置単位については、規則第24条の2の3第1項第1号の規定に準じて設置されているか、又は当該ガス漏れ警報器のメーカーが示した設置仕様書に基づき設置されていること。

（4）運用上の留意事項は、次による。

ア 屋内の展示場では、予想しえない機器等が展示される可能性があるため、事前に機器等の安全性について把握しておくこと。

イ 裸火使用については、展示に付随する必要最小限の実演が承認できることとなるが、承認事案に適合した火災予防措置を講ずること。

ウ 大規模屋内展示場では、万一の際にも十分な蓄煙性能があり、避難時間が確保できるなど、安全性が比較的高いことから、安全対策が講じられている場合は、裸火使用の燃料消費量の制限や危険物品持込み量の制限を、現地調査を行ったうえで、一部緩和できるものとする。

なお、「大規模屋内展示場」とは、次に掲げる事項を全て満たす屋内展示場とする。

（ア）展示会場部分の床面積が概ね3,000平方メートル以上であること。

（イ）天井の高さが概ね10メートル以上であること。

（ウ）出入口が多方向にあること。

(スタジオ)

第17条 スタジオの解除承認にかかる審査は、次によるものとする。

(1) 解除承認の範囲は、次表による。

禁止される部分	禁止行為	喫 煙	裸火使用	危険物品持込み
スタジオ	撮影用セットを設ける部分	可	可	可

※「可」は、解除承認を受けることが可能

(2) スタジオの解除承認は、火災予防上安全であり、関係法令に適合し、かつ、審査基準に適合している場合に行えるものとする。

表1 審査基準

指定場所	禁止行為	審 査 基 準
撮影用セ ットを設 ける部分	喫 煙	1 演技上必要なものに限られていること。 2 喫煙設備を設けてあること。 3 消火器具を設けてあること。 4 従業員等による監視体制を講じてあること。

撮影用セ ットを設 ける部分	裸火使用	1 周囲及び上方の可燃物から安全な距離を確保してあること。 2 可燃物の転倒又は落下等のおそれがないこと。 3 従業員等による監視、消火等の体制を講じてあること。 4 使用者が裸火を容易に停止できる措置を講じてあること。 5 消火器具を設けてあること。 6 承認範囲は、次による。 (1) 電気を熱源とする火気使用設備器具及びその他の機器 (2) 気体燃料を熱源とする火気使用設備器具 ア 消費量は、1個につき58キロワット以下、かつ、総消費量は、175キロワット以下 イ ガス過流出防止装置又はガス漏れ早期発見のための装置等が設置されていること。(カートリッジ式器具を除く。) ウ 液化ガスは、カートリッジタイプの燃料容器であること。ただし、大空間を有するスタジオでは、この限りではない。 (3) 液体又は固体燃料を消費する火気使用設備器具及び他の機器は、次の要件を満たす場合に限る。

指定場所	禁止行為	審　　査　　基　　準														
撮影用セットを設ける部分	裸火使用	ア 舞台で、演技上必要なものに限られていること。 イ 危険物は、引火点が40度以上、かつ、消費量が100シーシー以内 ウ 危険物は、漏れ、あふれ又は飛散しないよう措置を講じてあること。 エ 火炎を有するものは、スタジオの空間の高さに応じて、火炎の長さがおおむね次表の長さ以内であること。														
		<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="4">スタジオの空間の高さ</th> </tr> <tr> <th></th> <th>8.0m未満</th> <th>8.0m以上 10.0m未満</th> <th>10.0m以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>火炎の長さ</td> <td>20cm</td> <td>30cm</td> <td>40cm</td> </tr> </tbody> </table>	スタジオの空間の高さ					8.0m未満	8.0m以上 10.0m未満	10.0m以上	火炎の長さ	20cm	30cm	40cm		
スタジオの空間の高さ																
	8.0m未満	8.0m以上 10.0m未満	10.0m以上													
火炎の長さ	20cm	30cm	40cm													
		オ 燃焼の炎は、安定継続すること。 カ 燃焼に際し火の粉が発生しないこと。														
		(4) 火薬類を消費する場合は、次によること。 ア 飛散した火花が燃えつきるもの イ 火炎を有するものは、(3) エに準ずること。 ウ 煙火は、固定して消費すること。(クラッカー、拳銃等の形態による消費を除く。) エ 飛しょうする煙火は、認められない。 オ 火薬類の取扱いに関する知識、技術を有する専従員が取扱うこと。 カ 噴出し煙火は、「表2 噴出し煙火の審査基準表」によること。														
		(5) その他の裸火 ア 固体の衝撃、摩擦又は電気による火花が発生するものは、火花の飛散距離が2メートル以内 イ 火炎を有するものは、(3) エに準ずること。 ウ 瞬間的に燃焼する炎の大きさは、必要最小限度とする。														

指定場所	禁止行為	審　　査　　基　　準
撮影用セットを設ける部分	危険物品持込み	<p>1 従業員等による監視体制を講じてあること。</p> <p>2 消火器具を設けてあること。</p> <p>3 承認範囲は、次による。</p> <p>(1) 危険物は、危政令別表第3に定める指定数量の100分の1未満</p> <p>(2) 可燃性固体類及び可燃性液体類は、条例別表第2に定める数量の100分の1未満</p> <p>(3) 可燃性ガス容器（液化ガスに限る。）は、ガス総質量5キログラムに相当する個数以下であること。ただし、大空間を有するスタジオにおいて、高圧ガス保安法の適用を受ける容器（容量2キログラム以下）を持込む場合は、次に掲げる要件を満たしていること。</p> <p>ア 使用ホースは、外圧によりつぶれない構造であること。</p> <p>イ 容器の転倒防止措置が図られていること。</p> <p>ウ 容器は、連結して使用しないこと。</p> <p>(4) 火薬類（打上げ煙火を除く煙火に限る。）は、火薬類の原料をなす火薬又は爆薬の量により、1回の使用につき次の個数以下</p> <p>ア 0.1グラム以下のものは、50個</p> <p>イ 0.1グラムを超えるものは、10個</p>

表2 噴出し煙火の審査基準

指定場所	禁止行為	審　　査　　基　　準
撮影用セットを設ける部分	裸火使用	<p>1 実験により特性の確認を行うこと。</p> <p>2 煙火は、固定して消費すること。</p> <p>3 飛散した火花が燃えつきるもの</p> <p>4 火花の飛散範囲内及びその範囲から周囲2メートルの床面を防火性能を有する材料（不燃性のシート、準不燃材料等）で覆うこと。</p> <p>5 火花の飛散範囲は、2メートル以内であること。ただし、飛散範囲のうち煙火の火花の高さは、スタジオの空間の高さに応じて、次表1、2の高さ以内とすることができます。</p>

指定場所	禁止行為	審　查　基　準																						
撮影用セットを設ける部分	裸火使用	表1 スタジオ <table border="1" style="margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="3">スタジオの空間の高さ</th> </tr> <tr> <th>8.0m未満</th> <th>8.0m以上 10.0m未満</th> <th>10.0m以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>噴出し煙火の火花の高さ</td> <td>2.0m</td> <td>2.5m</td> <td>3.0m</td> </tr> </tbody> </table> 表2 大空間を有するスタジオ <table border="1" style="margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">スタジオの空間の高さ</th> </tr> <tr> <th>8.0m未満 10.0m未満</th> <th>10.0m以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>噴出し煙火の火花の高さ</td> <td>4.0m</td> <td>5.0m</td> </tr> </tbody> </table>					スタジオの空間の高さ			8.0m未満	8.0m以上 10.0m未満	10.0m以上	噴出し煙火の火花の高さ	2.0m	2.5m	3.0m		スタジオの空間の高さ		8.0m未満 10.0m未満	10.0m以上	噴出し煙火の火花の高さ	4.0m	5.0m
	スタジオの空間の高さ																							
	8.0m未満	8.0m以上 10.0m未満	10.0m以上																					
噴出し煙火の火花の高さ	2.0m	2.5m	3.0m																					
	スタジオの空間の高さ																							
	8.0m未満 10.0m未満	10.0m以上																						
噴出し煙火の火花の高さ	4.0m	5.0m																						
6 火花の飛散範囲内及びその範囲から上方4メートル、周囲2メートル以内には、可燃物が置かれていないこと。 7 火花の飛散範囲内に演技者等がいないこと。 8 火花の飛散範囲から6メートル以内に観客がいないこと。 9 消費中の煙火は、移動しないこと。 10 煙火消費後、排煙の措置を講じてあること。 11 消火器具を増設するほか、屋内消火栓設備の準備がされていること。 12 火薬類の取扱いに関する知識、技術を有する専従員が取扱うこと。																								

(3) 審査基準適用上の留意点は、次による。

- ア 噫煙の承認は、演技上必要なものに限ること。
- イ 「消火器具」の設置は、次によること。
 - (ア) 禁止行為の内容を勘案し、最も消火適応性が高いものを有効な位置に配置する。
 - (イ) 消火能力単位は、2以上とする。
- ウ 「周囲及び上方の可燃物から安全な距離」は、条例で規制されているもの以外は、現地調査を行った結果により判断すること。この場合、火炎の周囲にあっては、火炎の幅

及び長さに応じて可燃物から次表に定める離隔距離以上の空間を確保すること。

なお、裸火の使用場所付近の床面、大道具等は、必要に応じて不燃化、難燃化（散水等の養生）等の措置を講ずること。

		火炎の幅					
		40cm 以内	50cm 以内	60cm 以内	70cm 以内	80cm 以内	100cm 以内
火炎の長さ	20cm以内	100cm				150cm	
	20cmを越え40cm以内	100cm	150cm	200cm	250cm	300cm	350cm

エ 「ガス漏れ早期発見のための装置」には、単体型のガス漏れ警報器も含まれる。この場合、装置の設置単位については、規則第24条の2の3第1項第1号の規定に準じて設置されているか、又は当該ガス漏れ警報器のメーカーが示した設置仕様書に基づき設置されていること。

オ 「瞬間的に燃焼する炎」とは、硝化綿等を燃焼した場合のものをいい、現地調査等により安全性が確認される炎の大きさとすること。

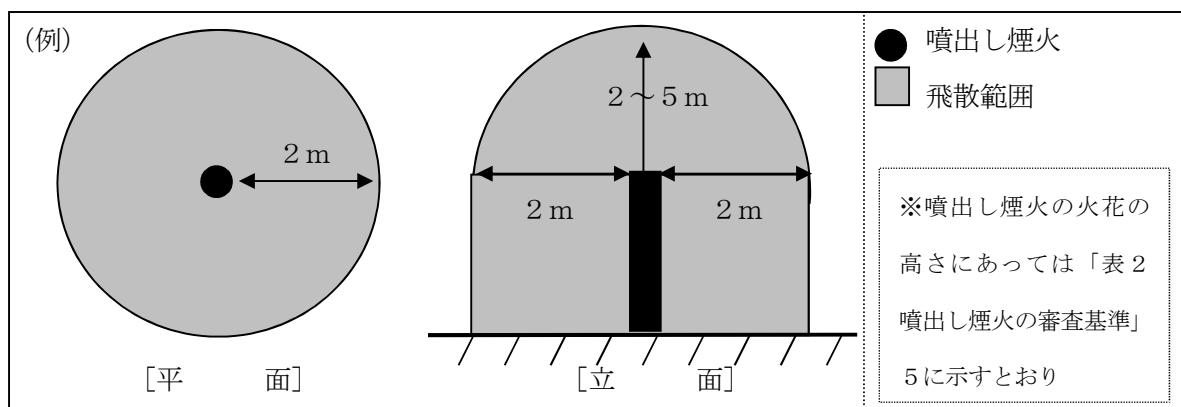
カ 「火薬類」の取扱いは、次によること。

(ア) 「1回の使用」は、1シーンの撮影における使用を範囲としてとらえ、撮影の間に防火上必要な措置を行うこと。

(イ) 火薬又は爆薬の量が異なる火薬類を1回の使用で持込む場合は、火薬等の量ごとに各々の個数以下とする。

キ 煙霧発生機器等の舞台効果に用いる機器を室内で使用する場合、引火点70度未満の発煙剤は、解除承認できること。

ク 噴出し煙火の飛散範囲は、次によること。



ケ 「スタジオの空間の高さ」とは、スタジオ床面から天井部にあるバトンや照明設備な

ど天井部の設備等の下端部分までの距離をいう。

コ 「大空間を有するスタジオ」とは、次に掲げる事項を全て満たすスタジオとする。

(ア) スタジオの空間の高さが8メートル以上であること。

(イ) 大道具等のセットが設けられていないこと。

(ウ) 関係者（撮影スタッフ等）以外の出入りがないこと。エキストラや公開録画による観客がスタジオ内にいる場合は、大空間を有するスタジオとはみなさない。

(4) 運用上の留意事項は、次による。

ア 曲芸又は奇術等で使用する特殊な裸火又は危険物品については、特性、性能等が確認できる資料を提出させるか、実際と同一条件のもとで実験を行い、安全性の確認を行うこと。

イ 煙霧発生機器等の使用及び火薬類の消費に際しては、自動火災報知設備発報時の即応体制を確保させておくこと。

ウ 演出上用いられる裸火等の承認に際しては、施設関係者、演出担当者、演技者等が相互に演出内容を十分把握しているか確認すること。

(重要文化財等)

第18条 重要文化財等の解除承認にかかる審査は、次によるものとする。

(1) 解除承認の可否は、次表による。

禁止される部分		禁止行為	喫煙	裸火使用	危険物品持込み
重要文化財等	建築物の内部	可	可	可	
	建築物の周囲	否	可	可	

※「可」は、解除承認を受けることが可能

「否」は、解除承認を受けることが不可能

(2) 重要文化財等の解除承認は、火災予防上安全であり、関係法令に適合し、かつ、審査基準に適合している場合に行えるものとする。

表 審査基準

指定場所	禁止行為	審査基準
建造物の内部及び周囲	喫煙	1 関係者等による監視体制を講じてあること。 2 危険物品その他の易燃性の可燃物を取扱う場所の付近を避けること。 3 喫煙設備を設けてあること。

指定場所	禁止行為	審　　査　　基　　準
建造物の内部及び周囲	喫　　煙	4 消火器具を設けてあること。 5 整理、清掃等の措置を講じてあること。
	裸火使用	1 周囲及び上方の可燃物から安全な距離を確保してあること。 2 可燃物の転倒又は落下等のおそれがないこと。 3 関係者等による監視、消火等の体制を講じてあること。 4 消火器具を設けてあること。 5 承認範囲は、次によること。 （1）電気を熱源とする火気使用設備器具 （2）気体燃料を熱源とする火気使用設備器具 （3）固体燃料を熱源とする火気使用設備器具 使用量は、1日につき木炭15キログラム、練炭10キログラム、豆炭5キログラム、その他の固体のもの5キログラム以下
	危険物品持込み	1 関係者等による監視体制を講じてあること。 2 消火器具を設けてあること。 3 承認範囲は、次によること。 （1）危険物は、危政令別表第3に定める指定数量の50分の1未満 （2）可燃性固体類及び可燃性液体類は、条例別表第2に定める数量の50分の1未満 （3）可燃性ガス容器（ガス法の適用を除外される液化ガスに限る。）は、ガス総重量10キログラムに相当する個数以下

(3) 審査基準適用上の留意点は、次による。

ア 「易燃性の可燃物」とは、紙類、ウレタンフォーム、化学繊維類等着火性が高く、燃焼速度の速いものをいう。

イ 「消火器具」の設置は、次によること。

(ア) 禁止行為の内容を勘案し、最も消火適応性が高いものを有効な位置に配置する。

(イ) 消火能力単位は、2以上とする。

ウ 「周囲及び上方の可燃物から安全な距離」は、条例で規制されているもの以外は、現地調査を行った結果により判断すること。

エ 「ガス法の適用を除外される液化ガスの容器」には、カートリッジボンベが含まれる。

(4) 運用上の留意事項

告示に規定される禁止行為から除外される裸火使用に付随する危険物品の持込みは、裸火使用に伴う一連の行為としてとらえること。

(旅館等)

第19条 旅館等の解除承認に係る審査は、次によるものとする。

旅館等の解除承認は、火災予防上安全であり、関係法令に適合し、使用形態ごとの審査基準（第13条から第17条）に適合している場合に行えるものとする。

(地下道)

第20条 地下道での解除承認にかかる審査は、次によるものとする。

(1) 解除承認の可否は、次表による。

禁止される部分	禁止行為	喫 煙	裸火使用	危険物品持込み
地下道	地下道	否	否	否

※「否」は、解除承認を受けることが不可能

(2) 地下道の解除承認は行えないものとする。

附 則

(施行期日)

1 この基準は、公布の日から施行する。

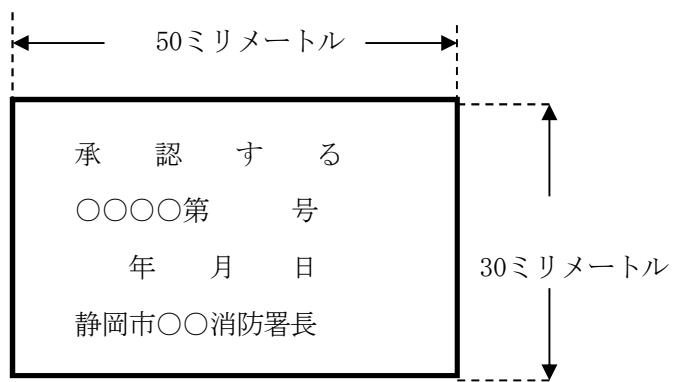
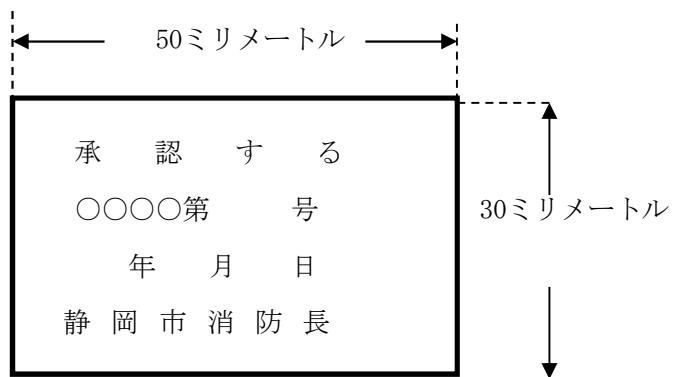
(経過措置)

2 この基準の施行の際、現に承認された行為については、なお従前の例による。

附 則（令和5年11月10日消消第2号）

この基準は、令和5年11月10日から施行する。

別図第1号（第9条関係）



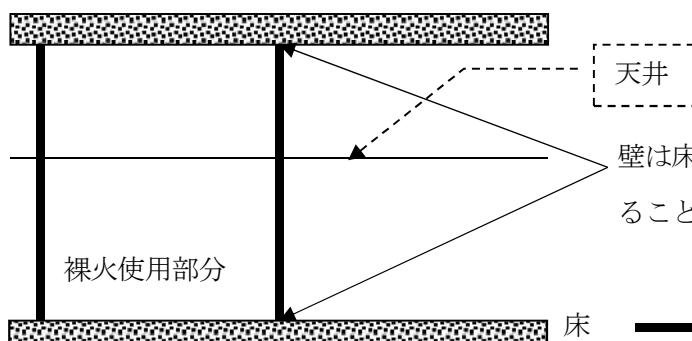
別図第2号（第9条関係）

不燃区画の壁、天井の施工の例

【配管等がなく床から天井まで施工可能な場合】

(例1)

上階の床



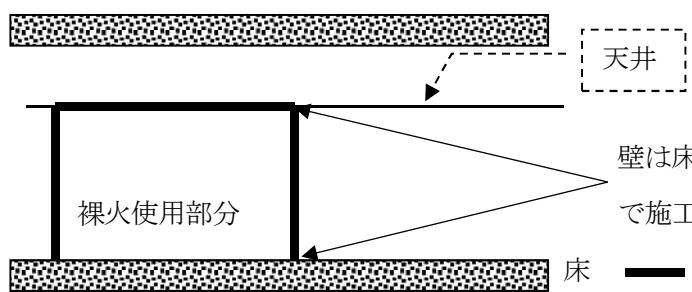
壁は床から天井裏まで施工すること。

床 — 不燃材料

【不燃材料の天井まで施工することにより、不燃区画が可能な場合】

(例2)

上階の床



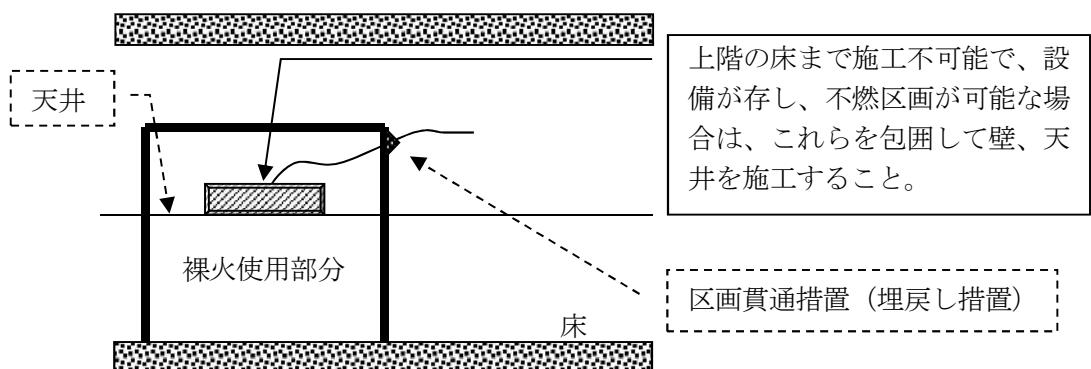
壁は床から不燃材料の天井まで施工すること。

床 — 不燃材料

【天井等にエアコン等が存し、不燃区画が可能な場合】

(例3)

上階の床



上階の床まで施工不可能で、設備が存し、不燃区画が可能な場合は、これらを包囲して壁、天井を施工すること。

区画貫通措置 (埋戻し措置)

- ・エアコン (集中管理する空調設備等のF D付きを除く。) 等の空調設備及び照明器具等で区画貫通措置が不可能ものは、包囲して区画を形成する。

- ・区画を貫通する電気配線等は区画貫通措置を行う。

様式第1号（第11条関係）

第 号
年 月 日

住所

氏名 様

静岡市消防長

氏 名 印

静岡市 消防署長
氏 名 印

禁 止 行 為 解 除 承 認 取 消 書

年 月 日 第 号による禁止行為の解除承認については、下記の理由によりこれを取り消す。

記

取消（処分）の理由となる事実

(教示) 行政不服審査法及び行政事件訴訟法に基づく教示を記載すること。